

第百五十三回国会 参議院財政金融委員会會議録第十一号

平成十三年十一月二十日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動

十一月十五日

大脇 雅子君

補欠選任

大脇 雅子君

大脇 絹子君

十一月十六日

三浦 一水君

補欠選任

三浦 一水君

坂野 重信君

十一月十九日

上杉 光弘君

補欠選任

尾辻 秀久君

小林 温君

大門実紀史君

伊達 忠一君

大沢 辰美君

大沢 辰美君

十一月二十日

金田 勝年君

補欠選任

小林 温君

小斉平敏文君

溝手 顕正君

上杉 光弘君

浜田卓二郎君

松山 政司君

荒木 清寛君

荒木 清寛君

出席者は左のとおり。

委員長

山下八洲夫君

理事

入澤 肇君

林 芳正君

若林 正俊君

円より子君

山本 保君

委員

上杉 光弘君

金田 勝年君

小斉平敏文君

小林 温君

財務省国際局長 溝口善兵衛君

参考人

預金保険機構理事 松田 昇君

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○参考人の出席要求に関する件

○銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律案

(内閣提出、衆議院送付)

○租税特別措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(山下八洲夫君) ただいまから財政金融委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る十五日、大脇雅子さんが委員を辞任され、その補欠として大脇絹子さんが選任されました。

また、去る十六日、三浦一水君が委員を辞任され、その補欠として坂野重信君が選任されました。

また、昨十九日、大門実紀史君、尾辻秀久君及び上杉光弘君が委員を辞任され、その補欠として大沢辰美さん、伊達忠一君及び小林温君が選任されました。

○委員長(山下八洲夫君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律案の審査のため、本日の委員会に内閣府政策統括官、内閣府政策統括官坂篤郎君、金融庁総務企画局長原口恒和君、公正取引委員会事務総局長鈴木孝之君及び財務省国際局長溝口善兵衛君を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(山下八洲夫君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(山下八洲夫君) 銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○入澤肇君 私は、今までの衆参両院の議論とダブらないように幾つか焦点を絞って御質問申し上げます。

我が国の株式市場をG7の中で見てみると、際立って大きな特徴が二つあります。

一つは、銀行の株式保有が非常に高い。アメリカは銀行本体で禁止されておりますし、それからドイツも非常に厳しい制限がある。日本だけが自己資本額を大幅に上回って所有している。

二つ目は、株の過剰現象というんでしょいか、バブルのときにエクイティファイナンスをじやかじやか出したものですからROEが非常に低くなっている。去年なんかはアメリカは日本の十七倍。直近の数字を先ほど金融庁からもらいましたら、六、七倍ぐらいの格差がございます。

実は、この法律をつくるときに私は与党三党の中で強く主張したのは、最初はPKO的な発

想があつたんですけれども、それじゃ世論が納得しないだろうと。そうではなくて、貸し渋りの原因となつてゐるのが銀行の株式保有じゃないかというところが一つ、それからバーゼル2の会議で新BIS規制の議論が始まつてゐまして、むしろ国際協調というか、国際的なスタンダードに合わせるために日本の銀行の株式保有というのを早期になくした方がいいんじゃないかということに強く主張いたしまして、与党三党の文章の中にはそれが書いてあるわけでありまして。ただ、緊急経済対策の文章の中には、政府としてはそういうことは書いてなかった。そこに実はこの法案の、いろんな議論を聞いていますと、生ぬるいんではないかとか、必要ないんじゃないかというふうな議論の発生する余地があつたんじゃないかというふうに私は認識してゐるわけでありまして。

その貸し渋りの原因というのは、実は、一九九七年から九九年にかけて大手十九行で株価の下落、これが、自己資本に組み入れていた株式含み益、当時四兆円ございましたけれども、その四兆円が減少いたしまして、BIS規制のもとでは、自己資本比率八％を守るために、その十二・五倍の資本勘定減額分に相当する貸し出しを回収しなくちゃいけない。

これは、計算上は五十兆円なんですけれども、その後、統計を見てみましたら、四十六兆円という数字がございました。専門家にありますと、いや、そうじゃなくて六十兆円ぐらいあるんだという指摘をする人もあります。この約五十兆円に近い信用収縮が発生して、それがGDPの二年間マイナス成長というプロセスで実体経済を大きく打撃したんじゃないかというふうなことが指摘できるんじゃないかと思つてゐるわけでありまして。

そこで、この貸し渋りをなくすためにはどうしても、アメリカが一九九九年十一月の新銀行法で、銀行本体では三年のグラス・ステイガル法と同様に銀行による株式保有を禁止したわけですね。同じように、日本でも早期に強制的にむしろ銀行から株式を奪つた方がいいんじゃないか、銀行の株式保有を制限した方がいいんじゃないかというところがこの法律の実根底にあつたわけでありまして。

そこで、第一問なんですけれども、今回の法律でなぜアメリカのように銀行本体での株式保有を禁止しなかつたのかということについて、まず柳澤大臣の考え方を伺ひたいと思ひます。

○副大臣(村田吉隆君) 今、委員が御説明なさいましたように、各国によつてそれぞれ、金融機関が株との関係でどういう対応をするかということについて、あるいは国としてどういう制限をするかということについてやり方が異なつてゐるわけでございますが、アメリカにおきましては、グラス・ステイガル法において、銀行が自己の勘定で事業会社の株式を保有してはならないということとして金融と産業の分離を達成してゐると、こういう形になつております。それでその後、最近になりまして、持ち株会社の子会社において株式を保有することができるといふふうになつてゐるわけで、それに基づいて、また今どういふ子会社ごとくというふうには聞いております。

我が国の場合には、銀行法上あるいは独禁法上におきまして、銀行が他の会社の株式を原則として五％以上保有してはならないと、こういうことになつておまして、金融による産業の支配というものがそこで根本的な基本的な手当てがなされてゐると、そういう法制になつてゐるわけでありまして。その中で、銀行がどのような資産運用として株を持つかというのは銀行の経営判断に任されてゐるといふことでございます。

しかしながら、さはさりながら、我が国の金融機関、銀行が持つてゐる株の保有高が非常に多くて、そして自己資本比率規制の関係でも大きな変動要因になると、こういうことでございまして、今度は自己資本の範囲内というところで規制をかけるとしたことでございまして、我が国の金融機関が経緯的に非常に多額の株式を持つてゐるといふことにかんがみまして今回はそういう制限を課し

ていこうと、こういうふうにしたわけでございます。

○入澤肇君 要するに、銀行本体で株式保有をしない、アメリカのように子会社だとか持ち株会社はいいといふふうに分離しなかつた理由は何かということをお聞きしたいわけですね。

ただ、今までの経済の実態からすると、モダレーナなソフトウェアングをもちろむという意味では、この法律のようなやり方もあるかなと思ひますけれども、法律の第一条に「当分の間」と書いてありますね。「当分の間」ということは要するに、将来、例えばBIS規制が非常に厳しい基準を出してきたと。内部の格付基準とかいふことは、例へば、リスクウェイトを一〇〇から一五〇に上げるとかいろいろなことをやつてきた場合には、自己資本の範囲内というのを、あるいは自己資本の六割とか三割とかいふふうに変更していく可能性が出てくるんじゃないか、そこら辺についてはいかがでしょうか。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 銀行の株式保有をどう考えるかといふのはなかなか難しい問題でございます。

今、入澤委員が、アメリカの場合にはグラス・ステイガル法で完全に禁止した、これは一九二九年の大恐慌のある種の要因にもなつたという反省からそういう規定を置いたんですが、先般、子会社ではいいですよというようにことに少し緩めたときに、マスコミなんかの報道でも、グラス・ステイガル法改正といふふうになつたわけですね。つまり、そこでは、ユニバーサルバンキングといふか、そういういろいろな金融サービスを提供していくといふこともまた顧みられるべき価値ではないかといふ一種の価値観の変遷といふようなものもあつたやうですね。そういうことかすると、なかなかこの問題といふのは一刀両断に、アメリカ的にばしつと今までのグラス・ステイガル法のように決めるのがいいかどうかといふことについては、ややみんなまだ迷ひがあるといふか、そういう感じだろうと思ひますね。

そういうふうなことで、じゃ日本の現状はどうかといつたら、これは明らかに持ち過ぎといふことはだれが見ても、今、入澤委員が御指摘に冒頭なられたように、もうみんな共通の認識なんです。そういうふうなことで、ソフトウェアングといふより、リスクがとれるのは自己資本、そのうちでも一番かたいのはティア1のやうな一種の、それをそのまま対応させてゐるわけじゃありませんが、考え方から、とりあえずティア1同額にしておこうと、こういうことで今回お願いをしておるといふことです。

しかし、これもまた、今、入澤委員がおっしゃられたとおり、片方で、バーゼルの銀行監督委員会の方ではリスクウェイトをどうするかという、そういう問題が議論されてゐるわけでございます。それからにもならなければいけないと。その出方といふか結論の出され方によつてはやっぱり非常につきつていふ方式になるか自主的に下げざるを得ないといふところに任せていくかといふことはありますが、いずれにしても、それをある程度横目で見ていなければいけないといふやうなこともありまして当分の間といふことにいたしましたといふことでございます。

銀行の株式保有のあり方については、国際的にいろいろな面からの検討が行われてゐるし、また、ちよつとまだ明解な結論が得られていないといふやうな情勢もありまして、今後変化するものだ、こういう前提で当分の間といふことにさせていただきます。

○入澤肇君 このことについて、ことしの七月二十四日にアメリカの上院でグリーンズパン議長が証言をやつてゐるんですね。

これは、ハンフリー・ホーキンス・テストイモニーといふことで開催されたといふやうな報道があるんですけれども、その中でアメリカの上院議員が、アメリカは日本と同じやうな状況になつていくんじゃないか、要するに、景気が悪くなつて日本と同じリスクを繰り返すんじゃないかといふ

ような質問に対して、グリーンズバン議長は、アメリカの金融システムでは株価が下がっても流動性の欠如はほとんどなく、金融仲介機能に影響を及ぼすことはない。だから、日本の問題とアメリカの問題とは異なったタイプの問題である。アメリカは日本と同じようなタイプの問題は持っていない。つまり、日本では銀行が株式を保有しているの、株価が下落すると金融仲介機能、信用創造機能ですね、これが減退していくと。アメリカの金融システムと日本の金融システムは異なるシステムであるというふうにはっきりと証言しているんですね。

これについてはどうお考えになりますか。

○国務大臣(柳澤伯夫君) ある面、グリーンズバン議長のおっしゃることは当たっていると言わざるを得ないと思うんですね。もちろん、先ほどちょっと入澤委員の観察というか御見解をお話しになったわけでございますけれども、株価が下がったので仲介機能が、あるいはパーゼルの比率に適合するたけに貸し出しの規模をあんばいするというような直接の関係は、私はあつたというふうには思っておりません。おりませんけれども、しかし、やはり今回初めて時価会計が導入されるというもとの決算が行われるわけですね。

それらを見ましても、これはまだ確たる数字を私自身が報告を受けているわけじゃありませんけれども、やはり非常に株価の下落の影響というのは無視できないというか、軽視できない影響を与えることは確かでございます。やはりそれ自体としても非常に問題をはらんでいる、なるがゆえに我々はこの措置をとりたいということで御提案を申し上げているというわけでございます。

○入澤肇君 B I S の規制を維持するために、ある意味で信用収縮を行っていることは統計上も出ていますのでありまして、これは当局の方できちんと検証していただきたいと思うんですね。計算上はそうなるわけですからね。八%、要するに、自己資本の部分が減耗していくと、それ相当の貸し出しを抑えざるを得ないことは計算

上なるので、それがどういふふうになるかに変化してきたのかということとをひとつ検証していただきたいと思うんですね。

もう一つ、私は、このことはただならぬんじゃない、早期にやる必要じゃないかということも検討の過程で主張してきたわけでございまして、けれども、どうして、二〇〇四年の四月とかいうことを言わないで、もっと早く二〇〇二年三月とかなんかに実施するというふうな決断を行わなかったのか、この辺の事情についてちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 確かに、入澤委員がおっしゃるように、すばつと二年なり、もつと言

えば一年なりでやればいいじゃないかと、こういうふうなお話も理屈の上ではあり得るわけでございましてけれども、いろいろなことが、構造改革三年というふうなこともございまして、それらがそろって三年というふうなことでいくというふうなこともありまして、今回三年ということ、構造改革の集中的な期間というふうなことも念頭にあつたということでございます。

○入澤肇君 その次に運営委員会の役割につきまして、前回も池田委員の方から非常に鋭い、また厳しい御質問がございました。原口政府参考人は、衆議院の委員会でも末松委員の質問に対しまして、仮に機構の運営委員会の委員等が故意または過失によって機構に損害を与えた場合、要するに売り買いにおいてですね、その場合には損害賠償の対象にするという答弁を行っております。

私は、ちよつとこれはもう少し慎重に議論しなくちゃいけないテーマだと思ふんですね。なぜかといひますと、故意または過失により損害賠償とか、民法の規定により民事訴訟法の手続に従つてやるわけですね。裁判所が恐らく損害賠償額を算定するんだと思ふんですね。ところが、一方で国家賠償法がございまして、これは、予算の執行責任者については当然のことながらいろいろなことが予想されますので、故意または重過失によって損失を与えた場合に損害賠償の責めに任ずるという規定がご

ざいます。国家賠償法は、国家公務員と一部の特殊法人が対象になっていますが、一般的に特殊法人は対象になっておりません。

今回のこの法律を改正するに当たつて、短期間でこれだけ大きな仕事をやるのであれば、当然のことながら国家賠償法と同じような構成要件の賠償規定をこの法律の中に盛り込んでよかったんじゃないかというふうにお考えですが、いかがでしょうか。

○政府参考人(原口恒和君) 御指摘のように、機構の運営委員会の委員等が損害を与えた場合については特段の規定はないということで民法の規定が適用されるというふうにお考えしております。

原則論として、これは民間主導で民間の関与でやっていただということがございまして、また、機構の運営委員会の委員は金融に關して専門的な知識と経験を有する者のうちから任命されるということになっておりますので、過失に問われない程度の注意義務は十分に果たしていただけるのではないかとこのように考えられるということ、一方では、やはりこの機構の運営そのものが最終的には国民負担にもつながる、かかわりを持つていくという、その両者勘案してこういう形にさせていただいたということでございます。

○入澤肇君 一般的に、民事訴訟の対象にしますと、これは裁判期間が長くて機構の存立期間十年の間におさまるかおさまらないかという問題も発生すると思ふので、これからこういうふうな国家公務員に準ずる行為を行わざるを得ない場合には、国家賠償法を改正して、同じような構成要件で罰則規定を定めることが必要じゃないかなというふうには私は考えております。

その次の二つ目の問題は、株の過剰現象についての認識でございます。ROE、先ほどちよつと申し上げましたけれども、直近の数字では二〇〇〇年は日本が二・一七で、アメリカは二・九〇というふうになっております。一九九九年は日本が一・二〇で、アメリカは一七・八八だったんですね。明らかにこれは株

の過剰現象を示しているんじゃないかと。

そういう中で、いろんな意味がありますけれども、金庫株の制度もできましたし、それから、トヨタみたいに資金力のあるところは大幅に市中から自分の株式を買って、そして自己消却をするというケースも見られます。この株の過剰対策について政府はどういうふうにお考えおられるのか。

具体的には、例えばトヨタのような大幅な自己消却の例はほかにあるのか。それから、金庫株制度は発足したばかりでまだその状況を云々するような段階じゃないかもしれませんけれども、これについてはどのような見通しを持つておられるのかについてお聞かせ願いたいと思います。

○政府参考人(原口恒和君) 御指摘のありましたように、トヨタ自動車、これは大幅な利益還元策として利益償却を行ったというふうにお承知しておりますが、これに匹敵するというか、このような大きな事例というのはまだ他には承知していませんが、一方で、金庫株が解禁された十月以降の企業による自己株式の取得の動向については、証券会社等にヒアリングした感じでは、昨年に比べ自己株式取得の取締役会決議が相当増加しているというふうな話は聞いております。

なお、例年、中間決算発表前は余り自己株式の取得は行われず、中間決算発表後に増加する傾向にあるというふう聞いておりますので、そういう動きが本格的になるのは今後の問題ではないかなというふうにお考えしております。

○入澤肇君 それでは、最後の質問でございますけれども、株式市場の活性化ということがこういう一連の政策の中でやっぱり大きな課題であると思ひます。預貯金あるいは千四百兆あるという金融資産をできるだけ証券市場に呼び込むんだといつても、なかなか証券会社の体質、コーポレートガバナンスを含めて、十分でない。今度は税制で誘導するというので、この後、税制が出てくるんですね。

そのほか、私は二つちよつといつも疑問に思つておりますので御見解を聞きたいんですけれども、

一つは、どうして、株式市場を活性化しなくちゃいけない、株価を上げなくちゃいけないというのに、閣僚等あるいは一部の公務員、この方々は就任した途端に株式を供託して凍結しなくちゃいけないのか。政治資金だつて政党助成金だつて十分に来るわけじゃないからね、そうしたら何らかの形で政治資金を稼がなくちゃいけない。だから、稼いで、任期が終わったときに報告をして、一体インサイダー取引があつたかどうかということを確認してもらえばいいんであつて、閣僚とか一部公務員の株式売買の凍結制度は解除したらどうかと思うのが一つ。

もう一つは、証券会社に、有価証券取引法をつくったときに手数料依存から脱却するということが条件に附いたわけですね。にもかかわらず、まだ八割ぐらい手数料で収入を上げて経営をやっている会社がある。大体、片道にすればいいんじゃないか、往復で手数料を取るのをおかしいんで、買うときはただ、売るときだけ今までと同じように同じレベルで手数料を取る、そういうふうにしたらどうかと思うんです。

この二点について、ちよつと考え方をお聞かせ願いたいと思います。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 政治家、それから公務員の株式取引に対して非常に厳しいいろいろな倫理規程というのがあるわけですね、私なんか三十五、六年に公務員に就いたときには、むしろ証券局の職員だけはやっちゃいかぬよとかいうような非常に限定されたところでの規制であつたような気がしますが、やはり不祥事というの、特に株式取引をめぐる不祥事がいろいろありまして、そういう中でだんだんだんだん規律が広がつて、その範囲の中に今政治家とか公務員が入つてしまつた。これは恐らく、インサイダー取引の可能性が他の仕事をしている人たちよりも大きいというふうな考え方が基礎にあつたのではないかと私、推測しておりますけれども、確かに今となつては、それはそれでやっぱり、

いかに捜査があるいは調査が負担になろうとも、そういうような前提を置いて、この人たちは危険な因子が多いんだというふうなことでその方々を市場から遠ざけるということではなくて、やっぱりきつちつとした、疑いがある場合にはちゃんと調査、捜査をして、それを立件すれば足りるというところで、もちろん、まさにその仕事をしている人たちは別として、一般に政治家、一般に公務員というふうなところまで、さらに聞けば、このごろは民間会社の部長以上まで株を取引しちゃいけないなんというふうな、そうしたらだれが一体株を取引できるんだというふうなことがなつちやつて、非常に市場参加者をいたずらに縮小しているというのはいささか反省をして、もう一回見直すべき時期に来ているというふうにも思うわけでございます。

ただ、それはだれが言い出していただけのことかというふうなことは、我々では少なくともないわけでございますが、どうぞ入澤委員などの御努力でそうしたことが実現するように私の方はお願いをいたしたいと、こういうふうに思うわけでございます。

それから、手数料の点ですけれども、手数料につきましても基本的には、何と申しますか、これはもう既に自由化されてしまつておりますので、したがつて、どういうふうにお取りになるかというのはそれぞれの証券会社の経営判断ということに尽きようかと思ひます。

○入澤肇君 終わります。

○櫻井充君 この法律の趣旨説明のところに、「株式の価格の著しい下落を通じて信用秩序の維持に重大な支障が生ずることがないように」という、こういう文言がありまして、そうすると、やはり大量に株式が放出されると問題なんだということなんだろうと思ひます。

それで、生保業界の中で三井生命がたしか五千億株式を放出するんだという、そういう記事が載つておりましたけれども、このことを考えてみると、大量の株を放出するのは銀行だけではなく

て、こういう生保からも大量に出てくる可能性もあるわけですね。そうしてくると、もちろんこの目的のところを讀むと、金融機関がこれだけの株を持つていて、「株価の変動が銀行等の財務面の健全性」という、こういう文言はありますけれども、株価の変動によつて、財務面の健全性ということを考えてみると、実は生保も非常に私は重要なんじゃないかと思ひますね。

そうすると、今回は銀行だけに限つて生保を外したという、その理由についてまず教えていただきたいんですが。

○国務大臣(柳澤伯夫君) これは、今回の規制といたつて、特に今、金融の關係で銀行に視点が附いてたということでございます。これにさらに保険を加えますと、保険は一種の機関投資家でございますので、今御指摘になられたような動きは、私つまびらかにしませんけれども、それはその経営判断ということになるわけでございます。

他方、銀行の方は、先ほどの質問でも取り上げられましたように、もともとが、銀行が株式を保有することについては、いろいろな国がいろいろな判断をしておりますけれども、いづれにしてもこれは政策的に規律をされる対象になつていたわけでございますので、そういう意味で我が国も規律の対象と新たにすべきではないかと、こういう観点から今回の法案がつくられたということでございまして、御理解を賜りたいと思ひます。

○櫻井充君 そうしてきますと、この説明にありますとおり、財務面の健全性ということが一つなんです、もう一つは、金融機関が株式を持つていることによるその持ち合いの解消ということも含めて今回のこの法律案は策定されているんじゃないか。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 直接的には、やっぱり金融機関の健全性という観点から、価格変動リスクに余りにもエクスポージャーが高いということ、是正しようというところでございます。もちろん、こういう規制をすれば、少なくとも片方は持ち合いの解消に至らざるを得ない關係のところが多

さん出てくるでしょうから、副次的というか結果的にどうか、また実践的にも、自分がこの規制のもとで株式を売却するに当たつては、今までその株式について、ある別の事業会社との間で持ち合いの關係があれば、それはやはりそれなりに話を向こうへきつちつとした上でやるんでしようけれども、そういう結果的、副次的あるいは実践的にはどうすけれども、我々の法制的な立脚点とか、よつて立っている価値というものは、やはりあくまでも金融機関の財務を健全に保つために価格変動の著しいリスクからできるだけ遠ざけるというのか、そのリスクを縮減しておこうと、こういうことに尽きるといふことを申し上げさせていただきます。

○櫻井充君 この法律案から外れますけれども、大臣としては、その株式の持ち合いというものは今後解消しないかなければいけないというふうにお考えですか。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 私、そう思つています、正直言つて。コーポレートガバナンスということが非常に重要になつてくるというふうな思つていまして、持ち合いをしてお互いに株主としての発言を控え合ふというふうなことは企業の経営にとつて決していいことではないと。もつと物言う株主というものをたくさんつくつていくことが企業の経営というのか、そういう任に当たる人たちの責任というのか、あるいは倫理というのか、あるいは効率というのか、そういうものを高めるゆえんだと、このように考えています。

○櫻井充君 その点の認識は全く同じなんです、が、そうしてくると、今回の法律をつくられていて、入り口の部分は非常に簡単だったんだらうと思ひます。つまりは、ただ買い取ればいいと。そのかわり、出口の部分というのが非常に御苦労されてるんだらうと思ひますし、今後これから物すごい苦労があるんだらうと思ひます。つまり、いつのタイミングで売つたらいののかどうかとか、そういうことを考えてくると、出口のところ

なりいろんな形で投入しなきゃいけなかった。そのことから考えてみると、アメリカなんかもちきんと監督した方が国民の負担というのは減るから監督業務をきちんとやっているわけですね。その意味でいうと、そういう部分のところにもう少し予算をつけるべきじゃないかと思いますが、いかがお考えでしょうか。

○国務大臣(塩川正一郎君) 私は確かに金融庁関係の人員は十分じゃないと思っております。しかし、こはエキスパートも養成していかなくやならぬところで、急激にはふやしていけないだらうと思っております、その心得を持って陣容を整えていただければいいと思っております。

大体、現在、日本の公務員の配置体制を見ますと、そういうプラン・ドゥー・シーのシーの方が全然抜けていますね。だから、この点において力を入れていかなくやならぬ。その一環として金融庁関係の人員も重要な課題だと思っております。

○櫻井充君 ありがとうございます。ぜひ人をふやしていただきたいと思っております。

我々、いつもかなりきついことを言っているんですけれども、金融庁の方々がかなり苦勞されているのは重々承知しておりますので、ぜひ前向きに御検討いただきたいというふうに思います。

その上でですけれども、もう一つ。そうすると、今回、株式を保有していることによつて、その株価の変動によつて健全面で不安定さを増してくるということだったわけですから、今回、株式の時価会計が導入されました。この時価会計というのは、変動幅が非常に大きくなっていくわけであつて、逆に言えば不安定要素の一つなんじゃないかというふうに考えているわけです。

メリットだけが取り上げられていますけれども、この株式の時価会計のメリットとデメリットについてどのような御認識をお持ちなのか、教えていただきたいと思ひます。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 私も、ちょっと観念的に申しますと、委員と同じような感じというのか、そういうものを持ちたいというのか、持つような感

じもあるんですけれども、要は、もちろん、換金というのか、市場ですぐ資産の形を変えろといったようなことが本来考えられているような資産と、持ち合は悪いわけで、それは別の問題なんですけれども、持ち合と同じような仮に何かのそうした、これはすぐ換金をするというようなことで考えているのではないという範疇の資産がある場合に、それをどういふようにバランスシートの上で評価するかということについてはいろいろな考え方があつていいんではないかという気もするわけでございます。

しかし、どうもいろいろ、私も、事務のこうしたことの専門に携わっている者との議論をしてきますと、じゃ何にするかという場合に、結局フェアバリュエーションでなくフェアバリュエーション、公正な価格というものが観念としてはあるということなんです。フェアバリュエーションでやっぱ評価するというのが正しいんだらう。しかし、フェアバリュエーションというのはどういふことなのかといつたら、いや、結局それは市場で実現されている価格がフェアバリュエーション、それ以外には人間の世界では考えられないんだという建前が貫徹しているということであ

ります。

そういうようなことで、フェアバリュエーションとしてマーケットバリュエーションというのになつていくということがどうも世界の大勢のようでございます。ドイツやフランスでもいろいろな考え方が今現在とはとられていますけれども、それも二〇〇五年まではEU加盟国の一つの義務としてやはり時価会計の方向に転換していく、こういうようなことであつて、今、我々がフェアバリュエーションと云つて、何か時価とマーケットバリュエーションと違うことを主張できるような根拠というのか、そういうものはなかなか見出しがたいというふうに思つております。

メリット、デメリットということとは、これはもう時価会計というのは大変だと、下がつてきたときは大変だというのは私が今直面しているデメ

リットでございますけれども、しかしやつぱりフェアバリュエーション、フェアバリュエーションはマーケットバリュエーションというののテーゼをなかなか押し戻すような理論というのか、我々そういう議論をなかなか見出しがたいのではないかと思つております。

○櫻井充君 その変動を何らかの形でヘッジできるような、そういう方法はないんでしょうか。多分これは、今のところアメリカは時価会計です。ね。ほかのヨーロッパの諸国はまだ時価会計が導入されていないということなんだらうと思うんです。まだちよつとそれは調べていないんで、きょうはそれを教えていただきましたかつたんで、すけれども、つまり、時価会計を導入できなかった理由というのは何らかのものであるんだらうと思うんです。

今、大臣おっしゃつたとおり、時価会計を導入した場合に、株価がどんどんどん上がつていくような場合には全く問題ない。ただし、下落していつて、しかもその下落がゆつくりであればそれなりの対処ができるんでしようけれども、急激に株価が下落していったような場合には全く対処ができないような可能性も出てくるんだらうと思ひます。あつという間に自己資本比率が、まあマイナスになることはないんでしようが、そういう八割を切つてしまふというふうなこともあり得るんだらうと思うんです。

そういう意味で、もう一度伺ひたいのは、ヨーロッパなどで今まで時価会計を導入してこなかった理由と、それから、下落することを前提として話をしているのかどうかかわりませんが、そういう場合に何らかのヘッジ、こういうリスクをヘッジできる施策なり評価の方法というのを考へなにかどうか、それについて教えていただきたいと思ひます。

○政府参考人(原口恒和君) まず最初にヨーロッパの状況でございますが、先ほど大臣から御説明しましたように、英国においては時価評価が行われておりますが、ドイツ、フランスでは必ずしも時価評価ということではなくて原価法あるいは低

価法による評価が行われていると。ただ、EU加盟国は二〇〇五年までに国際会計基準ということで株式についても時価評価になるという状況でございます。

なぜ採用してこなかつたかということでございますが、これはやはり、いろんな評価の仕方があるという中で、従来はむしろ原価法とか低価法とかそういう取得価格等に着目したもののというのが伝統的であつたのが、大臣が御説明したようなフェアバリュエーションといふんですか、できるだけ実態、現在価値に合わせるという考え方が国際会計基準の方でも導入されてきたということ、今までの考え方新しい流れが加わつてきているということではないかというふうに思ひます。

それから、ヘッジということになると、まさにそういう変動が影響するために、何か仕組みというよりは、できるだけ保有を小さくしようという一つの対策がこの法案の考え方ということで御理解いただければと思ひます。

○櫻井充君 いや、しかしそれは、この法案はいつまででしたか、平成十八年か何年かまでであつて、そうするとその後のというのは全くヘッジされないことになるんじゃないですか、そうおっしゃるのあれば。

○政府参考人(原口恒和君) この法案で銀行の株式保有を制限していくという基本的考え方については、法案自身のこのスキーム自身は当分の間でございますが、そういう考え方については今後維持されていくということと、全体的に銀行の株式の保有率が下がっていくということは一つの対策といひますか、それなりのヘッジ機能を今後果たしていくということではないかと考えております。

○櫻井充君 そうすると、銀行が抱えている株式の保有高が減るから時価会計を導入しても恐らくは大丈夫なんだという考え方でいいわけですね。そういう認識でよろしいんでしようか。

○政府参考人(原口恒和君) 少なくともリスクは減っていくということでございますし、また、そ

の保有の限度額についても今後のBIS規制の展開等を踏まえながらさらに検討していくことによつて、さらにそういう考え方を徹底といいますか強化していくことも十分考えられるというふうに出ておられます。

○櫻井充君 いや、別にこれは時価会計の導入が悪いと言っているわけではなくて、すべてアメリカンスタンダードがいいわけではないんじゃないだろうかという、そういう思いがあるからお伺いさせていただいているわけです。

例えば、これで株式が急激に下がってくるようなことがあれば、金融機関が何%持っているかわかりませんが、持っているものも恐らく放出し始めますよね。そうしないと多分自己資本比率が下がっていくことになると思います。そうなると、こういう買い取り機構がなくなつて、もし市場にそれが放出されることになつていけば、株価はますます下がっていくというふうなことも考えられるわけですね。

そういう意味での何らかのヘッジするような手段というのは持たなくていいのかどうか、この点についていかがですか。

○国務大臣(柳澤伯夫) 何と申しますか、金融機関というのは基本的には預金という負債を持つて、その反対勘定でたくさん資産を持たざるを得ないということですが、そういう中でもできるだけ効率率のよい、しかもトータルとしてリスクが少ないというか、そういうものをポートフォリオとして組成をしていくことをやはり考えていくことになろうと思います。

でありますから、こういう法案を出しておいて今そういうことを言うということとはちよつと議論が混乱するかもしれないですけれども、本当に株式というものを持たない方向、持たなきゃ持たないほうがいいのかという、なかなかそうとばかりは言えないと。それは、グラス・ステイガル法の反動が来ているというふうなこともあつて、そうなかなか割り切れるものではないというふう

に思います。

じゃ、持った場合に、ヘッジができればいいんですが、なかなか株価のヘッジなんというふうなアイデアは今のところないわけではございまして、できるだけそれはやはり市場リスクのモニタリングとか、そういうものを非常に強力にやると。もちろん、デリバティブだ何とかというのを使えばまた別でしょうけれども、しかし基本的には、市場リスクでございまして、市場リスクのモニタリングというものの体制を強化してやっていくというふうなことで対処することになるんだらうと、このように考えます。

○櫻井充君 やつぱり非常に難しい問題なんだろうと思うんですね。だから、先ほど入澤委員がおっしゃつていたように、金融機関に持つてもらうなければその部分は簡単に解決するんでしょ

うが、先ほど大臣がおっしゃつていたとおり、今度は金融機関が持たなければ持たないで何らかの問題が出てくることになるわけですね、恐らくは。

その辺はどういう点が問題になつてくるわけですか。

○国務大臣(柳澤伯夫) いや、やつぱり金融機関としては恐らくポートフォリオインベストメントの環境として持つことになるかと思ひます。これまでの持ち合いのように、若干経営参加的というか、そういうふうなことで持つというとは、一部ベンチャービジネスとか、そういう新発の企業についての株式というのはそういう観点があるかと思ひますが、基本的にはポートフォリオインベストメントの環境として持つということになつていくんだらうと思ひます。

ですから、なつていくだらうと思ひますというのちよつと言ひ過ぎで、これからBIS規制とかなんとかのことを考えると、そんなことはもう最終的にはグラス・ステイガル法の世界に戻るべきだというふうな考え方も今後あり得るわけですから、私がここでにわかにそんな軽率なことと言えないんですけれども、仮に持つとしたらやっぱりポートフォリオインベストメントの環境だろ

うと、こういうふうに思ひかけてございまして。そうでありまして、何がメリットでデメリットかというふうなことにいつまで何かここで論じなきゃならぬ課題があるとは私は考えないのでございまして。

○櫻井充君 はい、ありがとうございます。

塩川財務大臣にちよつと話題を変えてお伺いしたいんですが、済みません、これは通告なしで大変申しわけないんですが、きょうの新聞を見ますと二次補正ということが随分書かれてるわけですね、けれども、政府として二次補正をもう組まれるということはお決めたことなんですか、まだ検討中なんですか。

○国務大臣(塩川正十郎) ある新聞は何か突発的にあんな書いていますけれども、ほかの新聞は書いていませんですね。まだ二次補正の問題は、書いていません。閣内では議論はしておりますけれども、現状をどう見るかというこの議論、そして国際関係の変化、そういうのをどう見るかということとございまして、きょうも実は夕方から経済財政諮問会議がございまして、そこで議論があることだと思つております。まだ何とも、そんな二次補正の問題は、議論は組上りのつておりません。

○櫻井充君 小泉内閣で国債の発行額三十兆円という枠をつくつていらつしやるわけですね、けれども、一応目安なんですよけれども、これは小泉政権下の財政再建だということに認識してよろしいんですね。

○国務大臣(塩川正十郎) ただ単に財政だけではございせん、私は、これを中心にした政府関係機関のやつぱり総合的な構造改革に入つていく道筋をつけるものだと思つております。

○櫻井充君 財政再建の意味合いもあるんでしょ

うが、そうしてると、橋本内閣における財政再建というのに対して現政府はどのように判断されてるんでしょうか。

つまり、あの時期に財政再建に取り組もうとした、そのことによって、日本の経済も含めてです

けれども、あの財政再建は成功したとお考えなのか、それともあの時期にやはりやるべきではなかったとお考えなのか、その点についていかがでしょうか。

○国務大臣(塩川正十郎) 成功、不成功の問題になりますと、私たち直接やつぱり関係しておつた者として評論はしにくいことではございまして、後世の史家がこれを評価するだらうと思つておりますが、しかしあのときに言へますことは、日本全体でございまして、特に政治家なんかは、バブルということ自体、そしてそれが崩壊したらどういふ影響が出るのか、どういふぐあいに認識しなきゃならぬのかということについて日本国全体が甘かつたんじゃないでしょうか。それが今日まで尾を引いてきておると私は思ひます。

アメリカ等におきましては、このバブルの崩壊の見方を非常に厳しく見ていました。つまり、米ソ軍事停戦後びしゃつとやつた。それによつて軍事産業の変化というものの対応というものは非常に明確にとりましたけれども、日本のバブルの崩壊は土地と株のいわゆる水膨れがしぼんだこととございまして、その認識がもうひとつ十分とれなかった。私もそれは反省しておるんでございまして、そのことが、いわばバブルの崩壊に対する認識の甘さというものがずつと尾を引いておつて、ですから高度経済成長の延長ばかり考えて、その上でのいろんな施策を考えてきたことが今日まで累を及ぼしてきておると、私はそう認識しております。

○櫻井充君 そうすると、若干その認識が甘かつた、判断が甘かつたというお話なのかと思ひますけれども、そうすると、財政構造改革の推進に関する特別措置法が成立したのが平成九年の十一月二十八日なんです。結局これは実現しませんが、平成十年、翌年の十二月の十一日に財政構造改革の推進に関する特別措置法の停止法が成立しています。つまり、この時点でまず財政再建をやめましようという、財政構造改革はやめようという話になつたんだらうと思ひます。この停止の解除

の時期に当たっては、「我が国経済が回復軌道に入った後に、経済・財政状況等を総合的に勘案して判断」というふうになっているわけなんです。

そうしてきますと、先ほどは三十兆円の枠というのはいろんな意味合いがあるとおっしゃっていましたが、少なくとも財政再建というのものもあるというこの御認識だったかと思えます。そうしてくと、経済が回復軌道に入ったならばという、こういう条件つきで停止しているわけであつて、今の時点が景気が回復しているとはちょっととも思ひがたいと考えています。

つまり、GDPにしたってことはマイナスになるんでしょうか、ちよつとまだそこははっきりしません、少なくとも失業者の数もこの当時は三・五％か、たしかそんなぐらひだったと思ひますが、今は五・三％になっているとか、株価の問題とかいろいろなことを勘案してみても、決して回復軌道に入っているわけではない。先ほどのお話ですと、判断がちよつと甘かつたかもしれないということですが、経済の回復軌道という点で、今、政府はどのように認識されているんでしょうか。

つまり、お伺いしたいのは、この停止法が成立した時期と現在とで日本経済というものは回復軌道にあるのかどうかということです。

○国務大臣(塩川正十郎君) まだ回復の実態は計数の上で出てきておりませんけれども、しかし、平成八年、九年ごろ財政再建法案が出ました。構造改革法案が出ました。そして、あれは一年足らずの間に廃止しておりますね。あの当時の議論を見ましたら、右往左往しておつたというのが、国会もそうであつたと思ひます。ですから、その右往左往がずっと尾を引いておつて、そこで、これはだめだ、と、やっぱり根本的にやり直さなければならぬというので、十年以降、金融二法ができたというたしまして、そこで本当に日本の経済の立て直しを考え出したんじゃないかと思ひております。それからずっと参りまして、まだ三年ぐらひし

かたつておりませんけれども、この構造改革は順調に私は進んでおると思ひております。けれども、まだ二、三年はかかるんじゃないかと思ひておりまして、基礎的に見ましたら、基本的に見たら決して悪い方向には行つておらない。

だって、企業がこれだけ決算状況が悪いというのは、営業の利益も少ない、確かにそれもあるが、ましようが、そうではない、確かにそれもあるが、一番大きい要件は、例えば退職積立金を忘れておつた、だからこれ積み立てないかぬと。それから、株の評価を厳格にしなきゃならぬということ、で、株の評価を厳格にやり出した。そういうようなものが重なつて決算上物すごい赤字になつてきた、それをリストラでカバーすると、こういうぐあひになつてきた。そのリストラは何だといひましたら、結局、単純なリストラではなくて賃金の改定ですね、賃金のベースを訂正しようということ、で、リストラをやつておるといふようなこと、で、ございまして、だから、今、一生懸命構造改革に取り組んでおるんじゃないでしょうか。ですから、もう少し時間がかかるんじゃないかと、こう見ております。

○櫻井充君 ちよつと理論のすりかえがあるんじゃないかと思ひるのは、確かに構造改革をやるうとして意欲はお認めします。それは今、壁におち当たつておるのも存じ上げております。

ただし、その構造改革によつて、何というんでしょうか、そのことによつて経済が変わつてくるまでには恐らくまだ五年なり十年なりかかるんだらうと思ひます。つまり、構造改革をやつておるわけではあるけれども、財政出動をためてしまふということの理由にはならぬんだらうと思ひます。いや、どんどん積極的に赤字国債を出せと言つておるわけでもありません。ただし、必要であればその枠も考えていかなければいけないんじゃないだらうかという、民主党の考えと違ふんじゃないかと言われるかもしれないが、これは覚悟の上でして、現下の経済状況を見てき

た際にどういふ判断をしていかなきゃいけないのかというのは、これは必要なことなんだろうと思ひます。

その意味でお伺ひさせていただいたのは、橋本内閣の財政構造改革自体が成功したのかどうかという事です。その後、例えばあのときは財政赤字が二十二兆円から三十七兆円にふえたとかそういうこともあるわけですから、そういうことを踏まえた際に、今この時期にやらなければ本当にいけないことなのか、時期を誤ると大変なことになつてしまふんじゃないだらうかと、そういうこちら側としては危惧の念を抱いていて、それで純粋にそういう立場からきようは質問させていただいておるわけです。

もう一度お伺ひさせていただきたいんですけれども、要するに、もう経済が回復軌道に入つて、それよりももう一つ大事な点は、今、財政構造改革を行ふべき時期だといふふうに大臣は認識されているわけですね。

○国務大臣(塩川正十郎君) まさに私、そのように認識しております。

だって、平成八年でございましたか、財政構造法をつくりまして、それから廃止しましたのは平成九年だったかと思ひます。私は、あのとき落選しまして浪人でございましたんで横から国会を見ておりました、何とまあもたもたしておると、方向違いをやつておるなと思ひて批判しておりました。そのとき見ましたら、GDPの三％以内に赤字をとめるということで国債発行額をGDPの三％と決めた。間違つておるかもしれないが、私の記憶はそんな事です。そのことを思ひましたら、今、GDPの六％国債発行しておるんですよ。これは櫻井さん、どう思ひますか、財政緊縮でしょうか。どういふふうに見られますか。

そこが私は、何といひましようか、ずつとなれつて来てしまつて、本当に冷静な判断というもの、現在の時点とそれから平成八年と比べてもらつたら物すごい違ふ、物すごい財政出動しておる。これだけのことを続けておつていいのかと

いうことを、そこはやっぱり国会議員としては考へてもらわなきゃいけないんじゃないでしょうか。

○櫻井充君 今までそういう立場にいたんです。ところが、今の不況というものがバランスシートの不況だといふ説を唱えている方がいらつして、そのために各企業が財政再建に取り組んでおる。その中でただ一つ、赤字を覚悟でどんな財政出動をしていいたのが国なんです。

その国も、おつしやるとおひ、バランスシートから考へた際には、財政出動をもつと減らしていった方がいいのかもしれないんです。ただし、全体として支えてきていたのは国の財政出動であつたといふことも否定できないこととして、ここで本当にとめて、民間がどんな設備投資なりなんなりそういうものをやつてきてくれるんであれば、それはそれでいいんだと思ひます。つまり、民間にバトンタッチできる時期なのかどうかという点が非常に大きな問題なんじゃないかといふふうな考へておるわけです。

ですから、財政赤字をいたずらにふやしていけとか、それから今までで十分出ているということとは知つておるけれども、しかし、橋本内閣のときに九兆円の、例えば消費税とそれから特別減税を廃止するとか医療費の窓口負担とか、要するに国が九兆円損得勘定では得したんでしようけれども、そのことによつて財政赤字をまたふやしているわけ、実際は、ですから、その意味でいつた際に、果たして今の時期にやるのが正しいのかどうかということ議論しなきゃいけないんじゃないか。それでただ問題提起をさせていたでいていただけです。

○副大臣(村上誠一郎君) 委員の御質問はもつともなんでありまして、多分おつしやつておるのはリチャード・クルーさんのお話だと思ひます。私はリチャード・クルーさんと何回も議論したんですが、リチャード・クルーさんの見方は、今の日本の不良債権問題は一九二九年のアメリカの大恐慌当時と似ておる。それについては私も異論はありません。しかし、彼が言つておるの、本当の投

資マインドが戻ってくるのには二、三十年かかったと言ふんですね。それならば、今、塩川財務大臣が申し上げたように、二、三十年間毎年二、三十兆円の赤字国債を垂れ流すように発行し続けていいんだらうかと、そういう実は問題があるわけですね。

我々の見解は、いろいろ見解はあると思いますが、三つの要素が重なっていると思うんです。一つは、経済のボーダーレス化、グローバル化によって十億以上の中国、ロシアの人が労働力として参入してきた。そのためにユニクロ化現象やいろんな問題が起こっている。それからもう一つは、私が大蔵委員長のときに感じたんですが、あのときに不良債権問題処理を金融機関のトップが先延ばしすることによって逃げようとして、今でもその傾向がありますが、結局その資産デフレと信用収縮がとまっていけない。それからもう一つは、そのためにずっと安易に公共事業を中心とする財政支出動を続けたために、非ケインズ効果が出てきた。その三つが複合的に重なっているわけです。

だから、先生方が言われるように、じゃ今までどのように財政支出動だけして、二、三年かあと何年かわかりませんが、その間に民間の活力が出るまでやるといっても、財政当局としてはその将来性がきちっと見切れないのに、リチャード・クーさんの言うようにあと二、三年ですぐ立て直れるというのは私は甘いんじゃないかなと、そういうふうに考えています。

そういう面で、先ほど塩川財務大臣が申し上げているように、財政構造改革を中心しながら金融の構造改革、それから経済の一番原動力である経済の構造改革を一石三鳥でやらなきゃいけないという今大事なときじゃないかと、そういうことであります。

○櫻井充君 時間なので終わりますけれども、今は先行き見えないというふうにおっしゃいました。その先行き見えないときこそ、国がどういう政策をやっていくのかという、きちんとやっていくというこのことが重要じゃないかというふう

思っております。済みません、時間がないので、これで終わります。

○副大臣(村上誠一郎君) これは重要な問題でして、体で例えますと、例えば私のような肥満体質の糖尿病体質に、幾ら元気が出ないからといって補正予算の飯を食わせたって体質改善にならないんです。それから、不良債権のように、がん細胞を放置していたらがん細胞が蔓延しちゃうわけですね。それからやはり、本当はフルマラソンでできるような実質的な経済の構造改革をして体力をつける、これをやらなきゃいけないところに難しさがあるのであって、私は、元気が出ないからといって補正予算による飯ばかり食わせることが本当の政策かどうか、ここは皆さんがもう一回原点に立ち戻って考えていただきたい、そういうふうにいるわけでありませう。

○大塚耕平君 期せずしてリチャード・クーさん対植草一秀さんの議論を聞いているような気持ちでしたね。タイプのには櫻井先生の方が植草先生っぽいんですけども、立場が逆で非常に興味深い議論で、私も参戦させていただきたいところですが、ちょっと話を株式会社保有制限の方に戻しまして、そちらの方から入らせていただきます。

せんだつてのこの委員会の審議で銀行法改正、異業種参入に伴う銀行法改正の議論をさせていただいたと思うんですが、柳澤大臣にお伺いしたいんですが、異業種から銀行業に参入してくる方々が出てきたということとは、そしてそれに伴って銀行法を改正したということは、銀行業務はいろんな方ができるようになってきたと、そういう理解でよろしいですか、能力的にですね。

○大塚耕平君 決済専門銀行とかインターネットバンクはそういうことだと思いますが、この二、三年といわず、大体八〇年代後半ぐらいから、例えば商社なんかで航空機リースとかプロジェクトファイナンスを手がけている皆さんとか、事実上金融界の方より金融のハイブリッドな手法に詳しい方とかいっぱいいらっしゃるわけですね。

そういう大前提でお伺いをしたいんですが、今回のこの法案、株式保有制限をすること自体は私も賛成ですから、もう衆議院の審議も読ませていただいていますので、そこは余りきょうは議論しません。

取得機構の運営に関してですが、この法案の二十二条に絡んで、金融庁からの御説明では、銀行界から選出した役員を配置する、こういう説明がなされているわけなんですけれども、これは実は法律上には何も書かれていないんですね。二十三条の四号に、銀行法等に抵触した者は一定期間に役員になれないというネガティブクローズが書いてあるだけです。ところが、金融庁が我々に御説明に回られたときには、いやいや、役員は銀行界から選出する方向で考えていますということですが、これについていかがお考えですか。できたら大臣に所感をお伺いしたいんですが、所感で結構です。

○国務大臣(柳澤伯夫君) この機構は政府保証が一定限度でついているわけなんですけれども、基本的なスキームとしては、民間が出資金、拠出金と申しておりますけれども、拠出金を提供してそこからスタートするというところでございまして、基本的に民間の方々にその運営をやってもらう、こういうことを考えているということでございます。まして、政府が政府保証の、何と申しますか、機能を監視していくのは監督権、認可だとかそういう認可権とかかというものを通じて監督をしていく、そういうことになっておりまして、別段、それではよろしいのではないかと考えております。

○大塚耕平君 私は余りよろしくないと思っております。

今お手元今回の法案のイメージ図を配らせていただきました。これは実は、国会が始まった当初に党内の議論で使わせていただいていた、衆議院や本会議での議論を伺って、あるいは金融庁さんの御説明を聞いて修正すべき点があったら修正しようかなと思っていたんですが、どうも基本的なこの図のイメージでよさそうだなと思っております。

それで、塩川大臣、後で塩川大臣にもこの問題に絡んでぜひ所感をお伺いしたいと思っておりますので、ちょっと聞いておいていただきたいと思います。

つまり、いずれ塩川大臣はこの図の右側にある政府のお立場で株式取得機構に多分お金を出すことになるわけですよ、歳出を。そのときに、この株式取得機構なるものに株式売却金融機関から役員が来るという、こういう構想で進んでおられるわけですよ。これについては後でぜひ、内閣の御意見、見番の塩川大臣にも歳出を出すというお立場で御意見を伺いたいと思っておりますので、ちょっと聞いていただきたいと思います。

それで、原口局長、今お立ちになりましたのでしたのでお伺いしたいんですが、衆議院の審議で、私が今お伺いしているのは、利益相反行為が出るんじゃないかと、そういう懸念からお伺いしているわけですが、職務上の義務とか利益相反行為を回避するための代表権の制限とかがあるから大丈夫ですというような発言を原口局長はしておられるんですが、これは多分二十五条のことだと思っておりますが、「機構と理事長又は理事との利益が相反する事項について、これらの者は、代表権を有しない」と書いてあるんですが、これ以外に何か具体的に利益相反行為を回避するためのものうちよつと各論的なアイデアはお持ちでしょうか。

○政府参考人(原口恒和君) 今の御指摘になった規定が中心になると思いますが、さらに本法律では、利益相反行為を回避する観点から、機構の役

職員等に対しては守秘義務が課されている。それから、その守秘義務に違反した場合に罰則規定が課されております。また、機構の業務に関する重要な事項については、業務の適正な運営を確保する観点から、機構の役員に加えて、金融に関する専門的な知識と経験を有する第三者もメンバーとした運営委員会を審議をするというようなことを通じて、取引の公正性等の機構の業務の適切な運営を確保していきたいというふうに考えております。

○大塚耕平君 後段の部分はそれで結構なんです、二十六条の五項にちゃんと書かれていますし、そういう専門家を配置した運営委員会があるのはいいと思うんですよ。ところが、この二十五条の規定は、これまで多くの委員が御指摘になっておられるように、今回恐らく、実際にこの取得機構に株を売却したいと思う金融機関はそう多くはなくて、四大銀行のうちの一角、ないしはそのうちの一行か二行か、そういうことになるわけですよ。

そうすると、これは推測ですから、間違っていたら、あるいはいやそうは思っていないというんです。もし否定していただきたんですが、ここでおっしゃっている、皆さんが我々に説明の行脚に回られた、銀行界から選出した役員が行うというその銀行界というのは、恐らく四大銀行のどこから出てくると思うんですよ。そうすると、その役員の方の出身母体の四大銀行から買入れを要請された取引については、ここで言う二十五条の利益が相反する事項に私は当たると思っています、それについて代表権を有しないということ、この機構のかなりの業務について代表権を有しない人がトップに就任する可能性が極めて高いんですが、この点について局長の見解をお伺いしたいんですが。

○政府参考人(原口恒和君) まず、どういう方が役員になるかということについては、これは機構の設立の後、自主的に御相談をされる話だろうと思います。ただ一方で、今の御指摘で、一つ一

つの取引について、これは必ずしも、一定の方の出身母体から売られるものが市場価格で売買をされるということですが、その方がその出身母体であるということをもつて直ちに利益相反になるということでは必ずしもないのではないかと思います。

○大塚耕平君 局長、今の御説明は、金融界が信頼を国民から得ていて、平時においては成立する説明ですけれども、大臣、どう思われますか。今、局長は、役員の方が出身の金融機関から委託された買入れについても、その一事をもつて必ずしも利益相反に当たるとは思わないとおっしゃったんですけれども、これは、公的資金をこれだけ投入している現下の情勢で、例えばですよ、例えばの話なので個別名を出して恐縮ですが、みずほグループから役員の方が来たとして、そのみずほグループから株を買ってくれと言われてこの機構が買った、それは国民の皆さんは何となく変だなと思われるわけですよ。

私は、今の局長の答弁には納得できないんですが、大臣として今の局長の答弁を否定されるのか肯定されるのか、ぜひ伺いたいんですが。

○国務大臣(柳澤伯夫君) これは基準も、そのほか細やかでないではないかというようなこともありますが、基本的には基準を決めます。そしてまた時価でございます。時価というのはマーケットバリューですから、これは天下にもう明らかでございます。そういう前提のもとで売買が行われるということ考えたときに、何か売り主と買い主との間に利益相反を疑わなきゃならないような大きな理由があると考えるべきだという考え方は、私はちよつと納得できません。

○大塚耕平君 そこは見解の相違かもしれませんが、やはりこれから金融界にまたかなりの公的資金を入れていく可能性もあるわけですから、そういう中において極力、李下に冠を正さずという運営をしていただくことが結果として金融行政全体に対する信頼を形づくることになりますので、ぜひ銀行界出身の役員を置くということだけはやめていただきたいなと。

つまり、現に、業務の運営は専門家を配置した委員会を置く法律でうたっておられるわけですから、これで私は十分だと思いますし、冒頭御質問させていただいたように、金融業務というのはかなり詳しい人はいっぱいいるんですよ、銀行界じゃなくても。今の銀行界の幹部はむしろ銀行経営に失敗したわけですから、何もその人たちが持つてくる必要はないなと。

それで、再三私は申し上げておりますが、議会のこういう委員会でも議論をして、大臣が、事務方の皆さんが一生懸命努力をかけてつくり上げた法案ですからお気持ちにはわかるんですが、びた一文変えないよと、そういう姿勢で審議に臨まれるのでしたら、もうほとんどこれは時間の無駄以外の何物でもなくて、多分、今回のこの法案、与野党がこういう構成ですから通ることは間違いないんですが、一点だけ申し上げますけれども、本当に幹部を銀行界から、とりわけ四大バンクから持つてくるようなことをされると、この機構について

はまたいろいろと後で取りざたされることになるうかと思っておりますので、ぜひそこだけはお考え直していただきたいなと思います。

やはり、今回のこの機構、利益相反をどう防止するかというのは非常に大きな問題なんですけれども、例えば信託銀行がこの絵の中で出てくると思うんですが、塩川大臣は初めて中身を知らなくなるかもしれないが、この株式取得機構は実際の業務を信託会社、早い話、信託銀行なんですよ、信託銀行に委託することになっているんですよ。そうすると、信託銀行自身もこの一番上の株式売却金融機関にもなり得るわけなんです。

そこで、副大臣にお伺いしたいんですが、信託銀行は、自分で売却した株式の処分を機構から自分が受託することは可能なんでしょうか。

○副大臣(村田吉隆君) 一つちよつとその前に御指摘申し上げたいと思いますが、この図で信託会社から投信会社に対しての信託設定というのは、これはちよつとこういうことではないので、すべからず右側の方に、証券会社に株式の処分をする、

こういうスキームになると、こういうことであります。それから、信託会社はこの機構の会員でございますので、そういう意味では、会員として売ることでもできるし、それからそれを受託することもできると、こういう形になると思います。

○大塚耕平君 これも先ほどの役員の話と一緒に、なるべく変だと思われなような仕組みにしておくことが必要なのではないかと。

塩川大臣、株式売却金融機関も信託会社と同じ人がこれをやれると思うと何となく変だなというふうに思われてほしくないと思っておりますけれども、後でお伺いします。

そうしますと、もう一つ、信託会社が、波線が右に延びていると思うんですが、議決権行使できるといことがこの法律の中でうたわれているんですが、副大臣で結構ですが、この議決権行使するというのはどういう意味でございましょうか。

○副大臣(村田吉隆君) 信託会社が受託を受けた株式の配当等財産価値を高め、あるいは運用を高める、そういう意味から議決権の行使がなされるのではないかと、こういうふうに思っております。

それから、もう一つつけ加えますと、それにつきましては業務規程によりまして運営委員会がきちんと定めて、その方針に従って議決権の行使も行われるということでございます。

○大塚耕平君 時間も余りありませんのでこのぐらいでこの論点はとどめたいと思いますが、早い話が、かなり込み入ったスキームになっている、しかも信託銀行も既に四大銀行でグループ化され始めていますから、全体の金融界の再編の中で証券会社すらグループ化が行われ始めています、どうも非常に、言葉は悪いですが、マッチポンプ的な業務処理が行われるリスクがあるということを言っているんです。するとは言っていないんですよ、リスクがあること。やはり金融行政の信頼を取り戻すためには、な

るべくそういうふうに見える余地を狭くしてお
く、リスクを極小化するという御努力をされるこ
とが大臣、副大臣に課されたお仕事ではないかな
と思っておりますので、ぜひ利益相反に当たると
思われるような形にしないではいまいと、このこ
とをお願いして、ちよつと次の論点に移らせてい
ただきます。

次は、金融審議会が株式保有制限に対するい
ろの御審議をされて賛否両論があつたわけです
ね。株式保有制限、するべきだ、いや、しない方
がいいといういろいろの御議論があつて、最終的に
ことしの六月に報告書をまとめられたんですが、
その中では機構の話は一切議論されていなかった
んですね。

そういう意味で、副大臣で結構ですがお伺いし
たいんですが、この賛否両論が委員の中であつた
ものをどうやって集約したのか。そして、株式保
有制限に対する賛否というのは、確かに機構の議
論そのものは金融審議会の中では細かくはなかつ
たんですが、株式保有制限に賛成するとい
う方は、おおむねその延長線上に機構をつくるこ
とが念頭にあつたわけですね。そうすると、
要は機構をつくることに賛成の方も反対の方もい
たわけですが、意向を集約して報告書をまとめた
ということですが、どうやって意向を集約したん
でしょうか。

○副大臣(村田吉隆君) 結論だけ申し上げま
すと、やっぱり銀行の株式保有が非常に高いと、こ
ういうことで、銀行の保有する株式の株価変動に
対するエクスポージャーからできるだけ早く避け
る、遠ざける、そういう意味で株式保有を制限す
る、こういうふうにご集約された、こういうこと
でございます。

○大塚耕平君 どうやってというのは、賛成の方
も反対の方もいたわけですから、最終的に反対の
方に御納得をいただかなきゃいけないわけですよ
ね。

それは説得して回られたわけですか。
○政府参考人(原口恒和君) 御指摘のようにい

んな御意見があつたわけですが、委員会としては、
最終的な文言としては、「銀行の自己資本を超え
る株式の保有を禁止する上限規制は認める」と
という表現になっておりまして、こういう案文の
もとに座長の方で取りまとめをしていただいたと
いうことで、否定的な方も含めて是認できると
いうことで委員会の意見として集約していただ
いたということでございます。

○大塚耕平君 これもせんだつての議論で、銀行
法改正のときに、大臣、銀行法改正のバブリック
コメントについていろいろコメントさせていた
だきましたけれども、金融審議会の第二部会の報
告書をよく読ませていただくと、きょうは時間
がないので一個一個取り上げませんけれども、必
ずしも今回の法案やスキームどおりのことは書い
てない部分もあるんですね。

例えば、国会の審議の中で幾つか出ました、株
は制限するけれども何で債券、国債は制限しない
んだという話も、金融審議会の報告書の中では、
非常にわかりにくい表現なんです、「金利リス
クと株式の価格変動リスクが同方向に動くとい
うことも勘案し、それぞれのリスク間の相関につ
いては考慮しない方向で議論がなされている」と書
かれてるんです、報告書に。これは平たく言
うと、債券暴落と株価暴落が同時に起こることもあ
り得るよということを言っているわけですよ。そ
ういうことにも気をつけてくださいと書かれてい
るんですけれども、そこはすとんと落とされてい
るんですね。

私が申し上げたいのは、この間のバブリックコ
メントもそうです、この金融審議会の報告もそう
なんですけれども、議論をしましてという証拠を
つくるためにバブリックコメントをとつたり審議
会をやるんだつたらそれは時間のむだだから、
もつと金融庁のお考えですばつとやればいいわ
けですから、余計な努力を割かないでいただきたい
と。

そういう意味で、金融審議会でこういう報告書
をつくつたからいいんだということではなくて、

私は、この株式取得機構をつくることで、将来損
失が出るかもしれないし出ないかもしれないん
ですが、出た場合の行政の結果責任はどうなるんだ
ということをお伺いしたいんですが、これはエ
イズ裁判で御承知のように、行政の結果責任とい
うことが二十一世紀初頭の日本の行政のあり方に非
常に大きな論点として出てきているわけですね。
国民の生命にかかわることですから割と行政の結
果責任というところからやります、厚生労働省さん
大変苦労しておられるんですが、私は国民の税金
の使い方でも一緒だと思ふんですよ。

これは大臣よりも、大臣はこの結果が出るこ
ろには、さすがに十年もおやりになっていないと思
うのでおわかりになっていらっしゃるかもしれない
局長はまだいるかもしれないから、金融庁とし
て行政の結果責任ということはどういうふうにお
考えになっていきますか。原口局長で結構です。

○政府参考人(原口恒和君) もちろん、こういう
仕組みをつくつた中で、公的支援を行う場合でも
最終的に極力国民負担につながらないようにする
ということ是非常重要的と思つております。

ただ、一方で、機構がどのようなセーフティ
ネットとしての機能を発揮するためには政府保証
等の公的支援の枠組みを設けるということが必要
であり、これは公共性を有する信用秩序の維持と
いう目的のために必要で、やむを得ないものと考
えております。したがって、我々としては、そう
いう考え方、るる説明申し上げていきますように、
可能な限り一般勘定を活用するとか、あるいは
セーフティネットとしての買い取りの場合にも
対象株式を限定する、あるいは運営委員会の議決
を要するともに、いろんな意味で適切な売却を
やっていく、あるいはあらかじめ銀行等から拠出
金を拠出させて、なるべくそこでカバーをするこ
とという方策を講じているわけでございますし、こ
れらの適切な運営を確保していくということに最大
限の努力を尽くすということが行政の責任だと考
えております。

○大塚耕平君 今後、厚生労働省や農水省マター

以外でも行政の結果責任ということは大変大きな
問題になってくると思ふので、ぜひ、私たち
も一生懸命考えますけれども、真剣にお考えいた
だきたいなと、こう思ひます。

結果責任云々を申し上げるということは、そも
そもこの機構が何の目的でつくられるかというこ
とが非常に大きな論点となるわけですが、局長は
この間の池田委員の御質問に対して、できるだけ
国民負担につながらない努力が大切という答弁を
されているんですよ。それに対して、十一月八日
には村田副大臣の御発言で、「恐らく市場では処
分できないというようなケースにおいてこの機構
の買い取りという措置が発動されるのではない
かと、こういうふうには思ひます」と、こう言つ
ておられるんですよ。これ、全然逆のことを言つ
ておられるんですよ。

二つお伺いしますが、この機構が本当に目的と
しておられることは何かということ、そして、
この機構の運営が疑義を招かれないために運営委
員会を設置してきちつとやると言つておられるん
ですが、運営委員会がじゃ一体どういう判断基準
で買う買わないを決めるんだというこの基準につ
いて、この二点について副大臣からお伺いしたい
んですが。

○副大臣(村田吉隆君) 運営委員会が業務規程を
決めていきますけれども、運営委員会、法律を見
ましても、重要事項を審議をして決定すること、そ
ういう中で業務規程も重要事項の中の一つの事項
として決めていくと、こういうことになるという
ふうに思ひます。

そのときに、どういう機関に窓を開いて、それ
でどういう価格で買うのか。これは政令あるい
は省令で書いていくということでございますけれ
ども、そういう意味で価格のケース。それからあ
と、今度は処分をするにつつきまして、信託銀
行に委託してその処分もやっていくわけですか
ら、その場合に、処分をする場合のいつ、どうい
うときにやるかというところについて審議をされ
て、そのまづ業務規程で大枠を決めて、その中

要するに具体的な処分がなされていくのではないかと、こういうふうに出ておられますので、そういう意味ではかなり細かいところまで、価格、それから買い取りの期間、それから処分の方法、そういうことについて決めていくのではないかと、いうふうに出ておられます。

○大塚耕平君 時間も大分迫っていますので、最後

に一点、この件についてお願いをしたいんですが、これは四十条に商法の特例を設けているんです、大臣、御承知のとおりだと思いますが、これは、金庫株購入の事業法人が安易に金庫株購入ができないようにきちっとした手続を踏めという、こういう法律が本年六月二十九日、法律第七十九号で通っているわけですが、決めたばかりの法律の例外を設けているんです、それをちゃんと適用しないといふこと。

ここから推測しますに、この機構をめぐる今後の問題点として一つこういうことが起こり得るんじゃないかなと私は思います。これはそもそも、これから株価が下がるかもしれない、どちらかというとダウンサイドリスクの方が大きいという前提でこの機構が立ち上げられているわけですが、そうすると、株式が下がったときにメリットをこうむるのはだかという、これは株式を発行している事業法人が自己株消却をやるときにはメリットをこうむるんですよ。

私が大変懸念しているのは、ひょっとすると、これは大臣、副大臣はそう思っていないかもしれない、ま、せん、企画をされたとなか、どこかの事業法人が、これ銀行じゃなくて、本当の目的は、どこかの事業法人が自己株消却をするときに、この新しい規定の商法の特例もぐり抜けて、何とかこの自己株をスムーズに消却しちゃうと、しかもそのときに、機構の役員は自分たちのメインバンクの役員が座っていると、すうっと自己株消却しちゃうという、そんなことも理屈の上では起こり得るんじゃないかなと、こう思っているわけですが、

したがって、この機構が取得して処分した株式

については後日きちっと公表されると、そういう理解でよろしいかどうかをお伺いしたいんです。

○副大臣(村田吉隆君) 機構が株式を処分した場合、これは財務大臣それから総理大臣に報告を要すると、こういう規定になっているわけでございます。

○大塚耕平君 ぜひ情報開示をきちっとしていただきたいというふうに出ておられます。

そこで、塩川大臣にお伺いしたいんですが、この絵でいいますと、(資料を示す)この株式売却金融機関がどういう行動をとるかというのは、これは金融庁さんがきちっと監督されて、おかしければ是正するという、金融庁さんがおやりになるわけですが、ただ、今回金融庁さんがお考えになったこの株式取得機構がうまくいかない場合には、その損失は公的資金で埋めるという案になっているので、将来財務省さんが歳出としてそれを負担する可能性がかなりなるわけですが、そういう前提で今の連のこの機構の仕組みをお聞きになつていて、どういう御感想をお持ちになられますか。

○国務大臣(塩川正一郎君) それは、存続期間十年でございいますから、十年の間に日本の経済はもつと確実な、実質的な成長を遂げていくであろうと思ひますし、そういういたしますと、今セーフティーネットとしてやっておりますのは、まさにセーフティーネットの役割を果たすことであつて、私は、十年もかからない間にこの株式取得機構は立派に清算されてその使命を果たしてくれるだろうと思つております。

こういう機構を現在の資本主義社会において永続的に残していくということは、余りその状態においていいことではないと思つておりますので、できるだけこの取得機構の使命を果たしたら、やはりその使命を終わったに伴って解散をしてもらふということ、その見通しをいたしまして、私は非常にこれを楽観的に見ております。十年という歳月でございいますので、そんなに悲観する必

要はないと思つております。

○大塚耕平君 今のお考えは、衆議院で自由党の鈴木先生が、山一のとときの共同証券だつて結局ほろもうけたじゃないかという、その御発想に近いと思うんですが、ただその一方で、大臣御自身は、十月二十六日の衆議院の財務金融委員会ですういうことをおっしゃつておられるんですよ。

「私も二兆円というのを聞きまして、これはもう将来また額を上げるんだらうと思ひますけれども、ちよつとこれは私も、まあ二兆円というのはどこから来たのかと思つていらっしゃるんですけど。」

つまり、今回二兆円の枠で始めるわけですから、でも、その二兆円の枠が広がるかもしれない。広がるかもしれないという、ひょっとしたら株価の状況がまだよくならずこの機構の役割が拡大するかもしれないというようにことを言つておられるわけですので、十年というスパンで考えると、おっしゃる通りに回復する可能性も大いにありますけれども、歳出をコントロールするお立場から、ぜひこの機構が適正に運営されているかどうかということについては塩川大臣も監視の目を向けていただきたい、こう思つております。

さて、ちよつと次の問題に移らせていただきますが、今話に出ました景気がよくなるかどうか、それから先ほどの村上副大臣と櫻井委員の議論も景気がどうなるかということなんですが、景気をよくするために改革先行プログラムというものがつくられたわけですね。構造改革をして景気をよくするために。そして、この改革先行プログラムの中には不良債権問題は三年後に正常化するというようなことが書いてあつて、先般の当委員会での峰崎委員の質問に対して柳澤大臣は、じゃその三年後というのはどういうことがメルクマールになつていくかという、不良債権比率が四%ぐらいになれば、例えばですね、例えば正常化だといふ、こういう御答弁をされて、非常に定量的におつ

しゃつていただいてよかつたなと思ふんですが。

ところが、内閣府、それから金融庁のスタッフの皆さんの私どもの部会に来ていただいたときの説明等では、三年後に正常化するというのは、その時点で株価とか地価がある一定の水準まで上がつていくことが前提なんですという御説明をされているわけですよ。それはそうですね、景気が回復すればある程度上がるわけですから。そうすると、この改革先行プログラムには当然何がしかの経済見通しが前提となつていなければいけないと思ふんですが、それについては一言も触れられていないんですね。

そこで内閣府にお伺いしたいのは、この改革先行プログラムが不良債権問題は三年後に正常化と言つているその前提となつていく経済見通し、地価、株価の見通しについてお伺いしたいんです。

○政府参考人(小林勇造君) 先生もよく御存じのとおりだと思いますが、株価とか地価に関しましては、いろいろな要因をマーケットが評価してマーケット自体が決定していくという、マーケットが評価して決定されるものというふうに我々考へておりました、したがって、もちろん不良債権の問題と株価の問題というのは密接な関係があると考へておりますけれども、株価自体について私どもが言及することはできないというふうに考へております。

○大塚耕平君 次は大臣にお伺いしたいんですが、やはりこれは、株価と地価が一定の水準まで上昇していることが三年後正常化の前提であるというふうに考へてよろしいんですか。今の内閣府の御説明では予断は抱けないということをおつ

しゃつたわけですが、それはわかるんですけども、それは前提ではないですか。

○国務大臣(柳澤伯夫君) これは、そういうことをどういう意味で申したかちよつと私理解がしかねるんですけども、要するに、今の御質問にお答えするとしましたら三年間は低成長です。よ、その低成長というのは、当時、立案のときには、大体二〇〇〇年度と同じくらいという、実質で

いうとゼロから一とかというような、そういう感じの成長率である。そういうことが継続するとしたら、どのような不良債権の新規発生、あるいは既に不良債権となったものの劣化というものが起こるかというのを推計しているわけでして、それから、例えば担保不動産については毎年一〇%下がっていくということを前提にしているわけですね。そういう厳しい前提で三年間を過ごすということ、それが急に回復するなどということとを言っているんじゃないかと、そこである種下げどまるというか、そういうようなことが前提になつていて、こういうふうな理解をいただければと思います。

○委員長(山下八洲夫君) 持ち時間が終了しましたので、簡潔にお願いします。

○大塚耕平君 よくわかりました。最後に一点だけ。お昼前に済みません。

せんだった。柳澤大臣が御欠席のときに塩川大臣にお話し申し上げましたのは、歳出の中身がよくならないと絶対にできないということをお願いしました。そして、不良債権問題の処理も金融機関が本気にならないと絶対によくならないです。金融機関と歳出官庁の皆さんがこの構造改革をうまく進めるかどうかということのかぎを握っていると思うんですが、内閣府にぜひお答えいただきたいのは、この間の委員会、特別会計の国交省の三勘定でPFIの予算、PFI推進対策の推進というので何十億円か、百億円近くですかね、ついているんですけれども、あれが何かということとを簡単に伺いして、終わりにさせていただきます。

○政府参考人(坂篤郎君) PFIは、たしか予算編成の予算の説明の六ページにPFIについてざっと列挙したところがあるかと思いますが、約百億円だと存じますが、それにつきましては、例えば道路関係でございますと道路整備事業の特区、特区の方には受け入れという形で出てまいりますけれども、こちらは一般会計の方に書いてあ

りますが、民間事業者の資金とかノウハウを活用した市街地の再開発をやります。あるいは、組合の形式をとって道路なんかの基盤整備を含む土地画整理事業と、その道路と土地画整理事業といわば一体として進めるということのようでございますが、そういったことについての道路ないしその周辺のための予算と、こういうものは全体としてPFI的に進められる。こういったものが百億円のうちに入つておるわけでございます。道路整備事業全部がそうだというわけでは必ずしもございませんが、あのうちにそういうものも入つておるわけで、それがたしか六ページだつたと思つておられます。百億円の内訳として列挙されておると、こういうことかと存じます。

午前十一時五十八分休憩

午後一時開会

○委員長(山下八洲夫君) ただいまから財政金融委員会を再開いたします。

委員の異動について御報告いたします。

本日、小林温君、浜田卓二郎君、金田勝年君及び溝手顕正君が委員を辞任され、その補欠として上杉光弘君、荒木清寛君、小斉平敏文君及び松山政司君が選任されました。

○委員長(山下八洲夫君) 銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律案を議題とし、休憩前に引き続き、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○山本保君 どうぞよろしくお願います。

最初に、短い時間、貴重な時間をちよつとおかりしますが、法案審査とは直接は絡まないんですが、ただ、内容を見ておりましたら何らかの関係があるのではないかと思います。先週末ですか、オタワで開催されたIMFの国際通貨基金の委員会でございますか、この委員会に日本からも副大

臣、また日銀総裁が行かれたそうでございますが、この内容について、どんな議論があつたのか、我が国に關係するところだけで結構でございますが、御説明いただければと思います。財務省。

後半についてももう少し詳しくお聞きしたいと思います。

最初、二つの内容があつたと、まさに世界経済への影響と対応であり、二つ目はテロの金融面への対応であるということでありました。最初の方の世界経済について、この会議の担当の方からいただきましたら、IMFによる世界経済の見通し、これが、二〇〇一年十月の見通しから一カ月、二〇〇一年十一月の見通しということで修正値が出された。そして、日本については、二〇〇一年、これを見ますと、マインナスが二〇〇一年の修正値を見ますと、二〇〇一年の修正値を見ますと、十二月までがマインナス〇・九%、来年一年間のGDP成長率見通しがマインナス一・三%と、大変大きな幅で下方に修正されているようであります。

これは、九月十一日にテロ事件がございまして、それが世界経済にいろいろな影響を与えておるわけでございます。あるいはそのためにどういう政策に評価するか、あるいはそのためにどういう政策を各国は検討していくべきかというふうなことが議論されたわけでございます。これが一つでございます。

これをもとにして議論がされたというふう聞いておりますけれども、アメリカなども、これを見ますと日本と同じ幅でマインナス一・五%ですが、アメリカと下げ幅が同じだから同じじゃないかという冗談のようなことを言つておつたらいかぬわけでありまして、こういう数字が出てきたということについて、財務省としてはどのようにお考えでしょうか。

世界経済につきましては、テロ事件によりまして減速は長引き、不確実性が増しているということとでございます。国際社会として、経済の安定を維持し、成長を支援するために時宜を得た対応をとる必要があるというのが共通の認識だったというふうに考えております。

○政府参考人(溝口善兵衛君) 御指摘のように、会議に先立ちまして、IMFの当局がIMFの見通しとしてそういう数字を発表しております。テロ事件の前から、世界経済は、アメリカにおきますITセクターのバブルの崩壊のようなことを通じまして減速が進んでおつたわけでございますけれども、それに加えて、テロ事件が消費者の心理あるいは企業家のマインド等にいろいろな影響を与えて、さらに秋の時点よりも減速をするだろうというふうなことでございます。

それから、テロ資金対策につきましては、国際的な取り組みの重要性が強調されて、IMF加盟国に対しまして、国連安保理決議の実施等の措置をそれぞれとっていく必要があるということとが合意されたということでございます。

具体的数字がどうなるかは、それぞれの経済政策、今後の運営などにも依存しますし、これは今後のことではございますが、大勢としてさらに減速が進むということではございますから、そういうことを踏まえながら、今、政府におきましては

○山本保君 ありがとうございます。

少し詳しく、今回のこの法案とも関連するかどうかと、それからテロの問題、先回も特措法行いましたし、そのときに余り議論に、私も用意したんですが、しなかつたのがありましたので、

来年度の予算の編成でございますとかそういうことが議論されているわけでございます。

そういう中で適切な対応を政府として図っていくということになるかと思ひますし、金融政策につきましても、既にことしの春以来、日本銀行におきまして、少なくとも物価上昇率がゼロになるまで金融の緩和を続けますという明確な方針を立てられて潤沢な資金供給を行っているところでございますし、それは引き続き実行されるものだというふうに考えております。

いずれにいたしましても、そういう経済の状況を見ながら、よく注視しながら政府として適切な対応を図っていくというのが私どもの立場でございます。

○山本保君 国際局長にお聞きするのは失礼かもしれませんが、今のお話でいけば、一応今回、この十月と十一月、一月の間に大変大きな見直しをされたけれども、これはIMFのこの時点での見方であつて、我が国の経済の動き大変だときょうは午前中もそんな話がたくさんあつたわけですが、それについて、今回のこの変化は大きな変化だけれども、これはもう織り込み済みという言い方をしたらいけないかもしれませんが、そんなに驚くような修正値ではなかつた、もちろん低いんですけども、このことは当然頭に入れて進めていると、こういうふうな今の御認識だということではよろしいでしょうか、確認しておきます。

○政府参考人(溝口善兵衛君) 数字についてはいろんな幅があるかと思ひますけれども、政府の月例経済報告等においても指摘しておりますけれども、経済情勢は厳しさを増しているという認識は政府も持つておりまして、そのように対応して、できる限り適切な対応をしていくべきだということというふうなところで検討がなされている最中であるというふうに理解しております。

○山本保君 それでは今度、金融庁にちよつとこれに関連してお聞きしますが、IMFのこのコミニケ、その第一の方の、テロ事件の経済への影響というところに日本が言及されていますね。そこには、日本は銀行・企業セクターの強力な改革を推進していくことが必要でありというような言い方になつていくようです。アメリカ、そして欧州というふうにある中で日本が特筆されているというふうにも読めますけれども、この銀行・企業セクターの強力な改革というのはどういうふうなものを、イメージとしてどういうことを議論される、そしてどんなことを、今回のこの法律なども含まれると思ふんですけれども、銀行・企業セクターと割と具体的な言い方をされておりますけれども、これはどういうことを意味しているのかをお聞きしたいと思います。

○国務大臣(柳澤伯夫君) これは、やはり銀行における不良債権の問題、それから企業の側における過剰債務の問題というものを念頭に、このように銀行セクター、企業セクターの改革というふうに述べたのではないかと、このように思つております。

○山本保君 いわゆる不良債権というふうなものも当然含む、また今回問題になつておるような銀行の持ち株というふうなものも含まれると、こういうふうな解釈してよろしいでしょうか、大臣。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 株式の問題ということになると、銀行・企業というふうな結んでおりますので、ほぼ同じような問題の裏表というふうな認識しているんだらうと思ひます。そういうことからすると、先ほど言つたようなことですが、広い意味では今の株式の問題等も、銀行セクターの金融仲介機能というふうなことからすると、それとの関連で若干は念頭にあらうかと思ひます。

○山本保君 ありがとうございます。

次に、二番目の内容にテロ資金対策が挙げられておまして、これはちよつと簡単に説明させていただきます。

テロ資金の供与という今回の問題をもとにしたものについての措置、また、いわゆるそのほかの不正な取引といひますか、不正な金ということについてのマネーロンダリングの防止のためのといふ二つの内容があるようでありませうけれども、これについて最近どんな措置をとられたのかということについて、これまでいろいろお聞きしたような気はいたしますが、簡単に御説明いただきたいと思ひます。

財務省、金融庁両方をお願いいたします。

○政府参考人(溝口善兵衛君) テロ資金の関連につきましては、まず、タリバン関係者につきまして、その資産を凍結するということが国連で決議をされております。その決議に基づきまして、国連の中に国連制裁委員会という委員会ができて、どういう人を制裁の対象にすべきかというリストが順次発表になつております。これまでに四回リストが発表になりまして、それに応じまして、日本政府におきましても外務省の告示でもちまして二百七十七人の個人、団体を対象として指定をしております。

その指定に基づきまして、財務省におきましては外為法に基づきましてこれら関係者に対する資金取引を許可制にしております。普通は原則自由で、外との取引は自由にできるわけでございますけれども、許可制にすることにしたしまして、その関係でチェックをして関係者を洗い出しております。

今のところわかりましたのは、アフガニスタンの政府系の銀行四行が、日本の銀行にコルレス先預金と申しまして資金取引をするときにお互いに決済用の口座を持つわけでございますが、それが四つ見つかりました。アフガニスタンの中央銀行、国立銀行、農業開発銀行、輸出促進銀行でございます。これらの金額は残高で大体六十万ドル弱でございますが、これは凍結されております。しかし、これらはそういう決済のための口座でございますが、ここ数年動いておりませんので、テロに直接関連があつたものではなからうと推測をいたしております。

以上でございます。

○国務大臣(柳澤伯夫君) マネーロンダリングの対策につきましては、現在、組織的犯罪処罰法におきまして規定がございます。それによりまして、金融機関等が收受した資金が犯罪収益である疑いがある場合には金融庁長官へ届け出をするようにというふうな義務づけが行われているわけでございます。他方、国連の安保理事会決議では、まず第一に、タリバンの資金、タリバンが薬物犯罪で収益を得ているという指摘がございました。

そういうふうなことで、私どもとしてはこの関係のものについては届け出を期待しておりましたわけでございますけれども、そこへ国連の方で、タリバンとの関係者というのはこういう個人、団体であるということを明らかにしてくださるというふうなことがありましたので、それをまた、今、財務省国際局長が答えられたとおり告示をされるというところでございましたので、九月二十七日以降、告示が行われる都度金融機関等にこれをつなぎまして、こういう者がタリバンとの関係者である、また、タリバンは麻薬犯罪で収益を得ているという指摘もある。そうなる、これらの名義の預金という資金の収受があつた場合には、それを金融庁長官に届け出られるようにという、いろいろな情報をあわせて届け出義務というものを確認をして、その届け出を期待をするという立場に立つたわけでございます。

現在のところ、複数の金融機関等から相当数の届け出の情報もたらされておまして、これは法の規定によりまして私どもとしては捜査当局等にこれをつないでいるわけでございますが、その内容等につきましては、これは犯罪捜査に密接にかかわるものでございますので、具体的な数字、金額等については開示は差し控えていただいております。こういうことでございます。

○山本保君 ありがとうございます。

この問題については以上で結構なんですが、ちよつと感想だけ申し上げると、大臣も今後におつしやいましたように、同じような内容について実は二つのお役所が非常に複雑に絡んでいるなということを担当の方に丁寧に説明していただいたんですが、なかなか自分でもわかりませんで

した。そのことが問題になることはないと思いますけれども……。

○国務大臣(柳澤伯夫) もし今委員がおっしゃられたのが財務省と私どもの関係としたら、それは全然混乱というものはないわけです。

財務省がやっているのは外為法上の凍結なんです。

○山本保君 どうもありがとうございます。なかなかこの分野、まだ日が浅いものですから、法律の違いがあるという事はわかっておったんですけれども、そういう実際の実務は大丈夫かなという気がちよつとしたんでございます。安心してました。

じゃ、本来の今回の株式保有についてお聞きいたします。

先回も大分お聞きしましたし、きょう午前中もお話ありましたので、同じようなことになるかも知れませんが、最初に、株式の保有を自己資本の範囲内に制限するというこの法律のものがなっているわけでありまして、これもけさもお話がありましてけれども、この目的は銀行の健全性を確保するためである。また、ひいては、株の持ち合いという日本の状況についても、日本の銀行についてもこれを直す、改めていく、法律がそれを後押ししようというようなこともこの前お話があったと思うんです。

よく言われますように、預金者保護というような観点が大抵こういう銀行の法律には出てくると思うんですけれども、今の二つのことは当然回っていかばそこへ行くとは思いますが、例えば自己資本ということに決めたことと預金者保護とい

うこととは何か関係があるのではないかというところでいろいろお聞きしたんですが、私自身も余り理解ができないうんですけれども、この預金者保護という観点は特に取り上げて論じられていないのかどうか、これについてお聞きしたいのでございます。

○国務大臣(柳澤伯夫) 預金者を保護するということについては、まず基本的に、預金者、負債側ですが、資産の側でこれを健全に維持すれば自動的に預金者は保護されるという関係が成り立っているわけでございます。したがって、資産の方のリスクをどうやって回避するかということとは預金者保護にまさに結びつくわけでございます。

資産の方が仮に、そうはいっても元来がリスクを抱えているものでございますから、したがって、そのリスクが顕在化して何がしかの損が立つというところになった場合には、まず担保とかそういうもので保全がなされるわけです。あるいは引当金であらかじめそういう損失を見込んで手当てがなされるわけですが、それでも、それで及ばないというところになれば今度は資本というものに、資本が負担を引き受けるという形で、毀損をするということとでそれを受けとめていくと、こういうことになるわけでございます。

そこで、それじゃ資産の側にある株式の保有制限というものをしたわけですが、これについては別に、例えば価格変動準備金のようなものが、仮に税法が認めていけばそういうようなことだつてあり得るわけですね。しかし、そういうものは今もう認められておりません。したがって、もしそういうことになればいきなり資本のところには直撃をしていくというふうな仕掛けになっていると、言っているんだらうと思えますけれども、そういうことで、この株式の保有というものはやっぱり価格変動リスクというものがなかなか大きいものだ、こういうことでございまして、これをリスク管理の観点から間接的に規制をしていくということも可能なんですね。

ときに、資産は百という値段なんだけれども、リスクウエートをかけてこれはもう一・五倍しちゃうと。リスクの資産としては百五十持っていると、いうふうにするれば自己資本比率は下がりますから、そういう負担のある資産は余り持ちたくないねというところで間接的にこれを規制していく方法もあるわけですが、そのリスクウエートによるリスク管理というのはまだバーゼルの銀行監督委員会の方でも結論が出されていないわけですね。したがって、今は一〇〇%になっているわけでございます。

そういうふうなことで、じゃこれをほつといていいのかわかると、やっぱり日本のようなかなり大きなウエートで株式を持っているところについては、これはやっぱり今度は総量で直接規制をとりあえずしておいたらどうかという発想に今回なつたと、こういうことでございまして、そのときの限度という上限というものをどういうふうに考えたらいいかと。これは結論はなかなか、一義的に何か論理の問題として決まってくるかというところではなくて、これは政策判断の問題と、こういうことになるわけですね。

そこで、いろいろ考えたところ、自己資本の中の最もコアな部分とされるティア1、いわゆる基本的部分というものが、それと同額ぐらいのところに、当分の間、上限として規制していくのがよろしいだろうということになってそういうこととしたというところで、これは論理とかそういう理論の問題というよりも、むしろ限度についての一種の政策判断というふうにお聞きを賜ればと思います。

○山本保君 二番目にお聞きしようかと思つていたことにもう入つてお答えいただいたんですが、いいえ、本当にそれでわかるんです。

これはちよつと通告してなかったんですが、きのう担当の方と少しお話ししたことで、午前中にも話がありましたので大臣お答えいただけたと思うんですが、そうしますと、例えば株以外の国債ですとかそのほかの有価証券なども何らか

の数字を、パーセントを入れてそれで総額というふうに考えた方がわかりやすいんじゃないかなという気はする。今、政策判断だとおっしゃいましたけれども、株だけを自己資本と同じというふうに見るといのはちよつと甘いんじゃないかなという気もするんですが、いかがでございますか。

○国務大臣(柳澤伯夫) もし株と国債を合計しようとしたら、何か共通の物差し、次元に置きかえないといけないんですね。それを共通の次元に置きかえるという操作はやっぱりリスクウエートだろうと思うんですね。そういうことでやるのがバーゼルの委員会が今検討していることであります。

総量で直接的に今の、何というんですか、総量というふうな考え方でもこれを規制しようということになると、どう考えても国債の金額と株式の金額を足しちゃうというわけにはいかないわけですね、これは。そういうことでして、そうはならない。そういうことで、じゃ実際にそここの量の量を規制する必要があるかというところ、国債の変動率というものと、暴落といえれば暴落はあるかもしれないが、現実問題の日常の変動幅というものと株式の変動幅あるいは変動率というものを比べると、これは問題なく株式の方が大きいものだと思います。そういう価格変動リスクがどっちが大きいかわかると、一番無視し得ない、放置し得ない変動幅を持つ株式の保有量を規制したと、こういうことです。国債については、こういう持っているリスクについてはモニタリングでもつてよくこれを監視していこう、こういう手法をとつたと、こういうことです。

○山本保君 今のことと関連しまして、条文について、第三条なんです、ちよつとお聞きしたいんです。

ここに「当分の間」という言葉が出てきます。この「当分の間」が、文章からいけば、これは最後の「超える額の株式等を保有してはならない。」と、こへ係るわけだと思んですが、細かい話なんですけれども、当分の間持つてはならないと、

こう言っているのか、当分の間主務省令で定める自己資本というところを強調しているのか、両方の意味があると。つまり、今、大臣は専門的にお答えになりましたけれども、その辺については、当初出す主務省令、状況の変化によって法律を変えずに省令を変えることによってその中を変えていくということも考えられるぞと、こういう意味なのか、ちょっとお聞きしたいんですが。

○政府参考人(原口恒和君) 現在の自己資本の上限の決め方については、先ほど大臣が御説明いたしましたように、必ずしも国際的にも共通の認識なり確定したものはないということで、今の形にしているわけでございます。

そういうことから、今後も、自己資本比率規制における株式を含む金融資産に係るリスクウェイトのあり方、これは自己資本比率規制の見直しに関する議論の中で検討が進められるというふうに考えられますので、その議論を踏まえ、整合的なものに変えていくということは十分あり得ると思っておりますので、そういう意味では、今後、株式等保有制限の具体的なあり方につきまして、社会経済情勢の変化、あるいは自己資本比率規制の進展に応じ見直すことはあり得るというふうに考えております。

○山本保君 局長、つまりそのことは、この法律ちょっと変わっているかもしれないが、「当分の間」というのが出てくる。しかし、附則等で三年間は制限はかけないと、こうありますね。ちょっと珍しい、「当分の間」と言いながら、片方で三年間はかけないと。もし三年間の間にこの状況が大きく変わったりしたときにどうするんだろうかと思っただけなんです。そうすると今のお話になるわけですね。ちょっとこの辺をもう一度お願いします。

○政府参考人(原口恒和君) まず、三年間というのは、ある種段階的にと申しますか、現状相当数の株を金融機関が保有しているという現状と、これを当面望ましい自己資本の額までというところに、マーケットの状況等も勘案すると一定の年限

をかけて達成するのが妥当だろうということで、保有制限という考え方のものはもう法律が成立した段階から始まると思いますけれども、その具体的なターゲットには三年かけることも猶予しますという意味になっております。

また一方で、当分の間というのは、今御説明したように、そういう規制の具体的な基準については、当面この基準でいきたいと。

なお、その間に変更があるのではないかと御指摘もございましたが、バーゼル委員会もいろんな角度からの検討ということで、また実施に對する準備もありますので、これは早くても二〇〇五年程度になるというふう聞いておりますので、それより前に何か劇的な変化があるということとは今のところ予想しておりません。

○山本保君 どうもありがとうございます。それから、これは午前中にもあったことですが、私の方からもちょっとだけ簡単に聞きたいんです。

この持ち合いということが問題になるとして、銀行が大変多くこれを持っていると、一部だと言われているんですが、そのほかにも生命保険会社とか、また一般企業についても、資料を見ますと、七十兆ですか、相当大きな持ち合いがあると。これは日本のまさに経済といいますが、構造の特徴なのかと思うわけですが、これは、銀行が公共性があるがゆえにということで、銀行だけに制限をかけていいものなのか。午前中のお話は、ビジネスのところはビジネスでというような御説明であつたかとは思いますが、このように考えられておられるのか、もう一度お願いしたいと思ひますが。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 今回の株式保有制限というのは、たびたび申し上げておりますように、銀行の株式保有がかなりの程度に上つておると、そして、その株式というのは価格変動リスクを持つておると。したがって、銀行の健全性の観点から、これは保有量を制限するというのが当面と

るべき施策である、こういうことで、この保有制限を課することにする法律を御審議をお願いしていることとございまして、持ち合いそのものについて、第一義的な問題意識を持ってこの法律案をつくつておられるというわけではないわけでございます。

ただ、保有制限をする結果として、持ち合いというか、特に銀行の側が一抜けたというか、そういう形に結果としてなるといふことであるといふことで御理解を賜れればと思います。

○山本保君 前回のときにもちょっと私も、余分なことかもしれないんですが、基本的に、どういう状態にあるのかということが一般の国民、株を持ちたい方にわかれれば問題はそれほど大きな問題じゃないんじゃないかなという気はするんですけども、今回、銀行がおつしやるように率先してそういう形をとっていくということであれば、よい影響が出てくるのではないかなという気は私にもいたします。

最後に一つお聞きしたいんですが、私も役所におりましたことがありまして、銀行、特に日本銀行とか、また一般の大手の銀行なども、きょう午前中にもお話あつたんですが、いわゆる専門家、エキスパートというのが育っていないんじゃないかなという気がしてしやうがありません。

といひますのは、日本の場合、ある一組織の中で、企業とか組織の中で上昇していくことが専門家になる道であるという感覚が非常に強いわけですが、アメリカなどの場合、当然そうではなくて、異業種または大学とか、全然違う団体を動きながら専門性というのは高めていくものだと思ひわけなんです。

そういう点で、どうも日本の銀行も、民間のものではありますけれども、おつしやるように非常に公共性が強い、まさに役所型の運営をされてきたんじゃないかという気がしてならないわけでありまして、もちろん省庁にも銀行から若い方が来られていることも知っておりますが、非常に短期間でし、はつきり言つて若い方で、ほと

んど何の権限もなく、お手伝いに来るといふような状況じゃないかと思うんです。もつとこの辺、人材交流といひますか、交流というよりももつとはつきりと、職業として、専門家としてのあり方というものを、特に役所ではなかなか動きにくいですが、銀行は民間だということを考えればもつと動かすべきではないかなという気がしております。

この辺について大臣の御所感をお聞きして、私の質問を終わりたいと思ひますが。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 金融業というのは、昔は割に安定した形をとつてきたといふことです。私の友人なども銀行に就職した者もおりましてけれども、最初に会つたときには、自転車をこいで、真夏でございましてけれども、町の中を走つていたので何をしているのと言つたら、預金をとりこつてやつておられるんだといふようなことで、預金をいたたいてそして融資をするといふようなことで、経済の成長の中では割と融資先がそうリスクを顕在化させるといふようなこともなかったんで、割とそうした預貸業務といふ伝統的なバンキング業務というのは安定的なものだったと言つてよろしかろうと思ひます。

ところが、それが国際化、ボーダーレス化の中、さらには経済そのものも変動が非常に激しいものになつたと。それから、情報技術が発展して、そういうものを活用して、銀行が資金を融通するといふことからやや変質しまして、リスクの配分をするといふような仕事で最近には非常に重視されるようになっていふようなことになってきたようございまして、そういうものを受けて専門知識が非常に大事になつてきているというのが現在の金融業をめぐる大きな変化でございまして、この点、先生の御指摘のとおりというふうに思ひます。

したがって、その要員を育成するといふ場合も、常識をわきまえていければいいわといふような、そういうどちらかというとゼネラリスト養成のような観点ではなくて、専門知識を持つて、いわゆる

プロフェッショナルとして人材を育成したりあるいは確保したりすることが非常に金融機関にとって大事になっていることとてござい

ます。そういうことで、最近一部の我が国の銀行でも、職種としてプロフェッショナル職とかスペシャリスト職などの制度を人事の制度として導入するというようなこともございますし、また、ちよつと役所との関係で申しますと、私どもも例えば金融検査の定員などを少し増加させていただくと、そこで採用する人というのは中途採用で、今まで銀行業務に携わっていた人もぜひお願いしたいと、そういうようなことも現に行っておりますし、逆に、そう多くはないんですけども、金融庁で非常にできるというところとヘッドハントされて民間に行っちゃうというようなことも必ずしもないわけではな

いというところで、プロフェッショナル集団としてそういうある種の人事交流も現実に行われ始めている、そういう兆しも見えるということと言った方がよろしいでしょうか、そういう状況でございます。

そういうことで、これから、今、先生がおっしゃったような点を十分念頭に置いて人事政策あるいは人事管理というようにものをしているかないといけないと、このように考えている次第です。

○池田幹幸君 日本共産党の池田幹幸でございます。

前回に引き続いて、株式取得機構について、これは若干確認しておきたいと思ひます。

この買い取りスキームについてなんですが、まず買い取り対象株式ですね、これについては条件がついているわけですね。国内上場株式または店頭登録株式であつて、あらかじめ指定した格付機関、BBBマイナス格以上というのが一つと、それから平成十三年三月末時点で保有していた株であるということ、このいわば三つの条件ということになつてゐるわけですね。

私は、この条件を満たしてさえすればすべての株を買い取るということじゃないかというふう

に前回聞きました。そうじゃないんだという答弁でした。そうじゃないと、運営委員会ですらに必要事項を決めるんだという、そういう答弁でした。先ほどの大塚委員の御質問への答弁でもそれが若干出てきたわけですが、基準のことがここで問題になつてくるわけなんです。

その基準のことなんですけれども、運営委員会ですらに必要事項を決めるということだったのだから、ただしたわけですから、そのときに柳澤大臣は、ばら株のごみ捨て場になつてはならないので、均衡のとれたところでできるだけ緩やかに、私は、緩やかという意味は、余り事細かにでなく決めておかなければいけないだろう、こういうふうに思つておりますという、そういう答弁でした。先ほどの副大臣の答弁はちよつとかなり事細かに決めるような御答弁がまたありました。どうもここが混乱するところなんです。

ここで、大臣のお考え、これをまず伺いたんですが、緩やかということになりますと、この三条件にプラス緩やかというのとは一体どの程度のことを、どんなことを考えていらつしやるんでしょうか。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 先生お尋ねなのは特別勘定の方ですね。

○池田幹幸君 そうです。

○国務大臣(柳澤伯夫君) そういう確認のもとでお話し申し上げますと、私どもが注意をしているのは、余りにも具体的にあるいは詳細に決めることによつて、市場のいろいろな悪巧みをするような人たちに付け込まれるようなことを避けたいということが眼目でございます。

したがつて、結局この問題というのは、セーフティネットとして機能しなければ意味がないということが一方にあるわけですね。その一方では、そうかといつて国損を生ぜしめて国民負担をふやしちゃいけない。それともう一つ、あえて言えば、マーケットで悪巧みをするような人のえじきになつてはいけません。こういうことを考えてどういうふうに決めていくかということに尽きるわけ

でございます。

この辺のことを勘案して私が緩やかと言つたのは、余りいろいろこつちの意図がわかるようなところまで詳細にディスクローズをしようという要件、こういうのは、いたずらにしようというわけにはいかぬぞ、国民負担が発生してしまうようなことはできませんよと、これをどのよう

に決めていくかということが我々の課題でありまして、この課題を十分研究、認識した上で具体的に決めていく、こういうことになるというふうにお話ししておきたいと思ひます。

○池田幹幸君 そういうお考えだと思ふんですよ。まさにそうだと思います。

結局、運営委員会が新たにルールを決めるとします。これも厳しい条件をつける、ばら株をつかまされたらまずいと。悪意を持ってやってくる銀行があつた場合、これはもうその銀行が一番事業会社の実態をつかんでゐるわけですからね。これは危ないぞと思つて、これを先に処分しちゃえということと悪意を持って持ってきたやつについて、これを排除するというのはなかなか困難なことなんです。しかし、困難だけれどもそれをやろうと思へば、それを担保する条件を、基準を決めておかなければいかぬ。そうなりますと、緩い条件じゃ意味がないわけですから非常に厳しくする。

これは、この法律の目的からすると、これはだれも売りに来ない。そうするとこの法律は意味がなくなつちゃうわけですね。そうすると、だからということ、今、大臣がおっしゃつたように、銀行にとつてインセンティブを持たせるためにはと

りという美しく聞こえるけれども、具体的に一体何なんだ、その均衡というのは。

これをやりますと前回と同じようにまた長々やりとりになつてしまふので、私はそれ以上やりたくないんです。結局、この法律を機能させるということ優先させれば、大臣がおっしゃつたように緩やかにしておかなければいかぬ。結局は、この三条件、これさえ満たしておれば全部買

う、無条件にということになるんじゃないのか。それじゃやつぱりばら株を持ち込まれる、そのおそれを排除できないじゃないか、結局そうなつてしまふんじゃないかと思ふんですね。均衡といつても、具体的に均衡というのはいかぬことを意味するということを恐らく大臣は説明できないと思ふんですが、いかがですか。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 先生がばら株と言ふことは、何かインサイダー情報を持つていて、この会社は非常に近々悪いことになるぞというのを持つていて、しかしまだ格付会社も気がついていなくてトリプルBマイナスを付けている、それならこれを売り払つておきたいというようなことを御想像なのか、あるいは、今はそういう情報はなくても、ちよつと遠い将来、構造的に経済が変化する中でこの会社は見込みがない、余り見込みがないから今は高値じゃないかというように考えているという、ちよつと将来の話とインサイダー情報を持つてゐる場合の話ということとで考えるわけですが……

○池田幹幸君 前者です。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 今、先生は前者であるということでありまして、これはむしろ基準の問題というよりも、何と申しますか、先ほど先生がおっしゃられたとおり、この基準に合致したものであったら機構は買わなきゃならない、買い受けの申し出を受けたらこつちが応諾をしなきゃならないという構造になつておりません。そこでまた個別の売買の意思の合致というものが必要なのでございます。

そういう意味では、何と申しますか、現実に売

買に当たる人たちというのはかなりいろんな情報を持っている。つまり、いろんな株式の動向あるいは会社の動向といったようなものについて情報を持っている方々にお願いをするわけですから、そんな悪いことはばかり考えてこのスキームをとらえるというよりはちよつと必要なのではないかと、このように思っております。

○池田幹幸君 悪いことばかり考えて、ばかりではないにしても、悪い状態を考えてやるからこれはセーフティーネットなんでしょうね。セーフティーネットである限りはそういうことも考えていかなければいかぬ。

私は十分理解しています。要するに、この三条件を満たしていなければ買っちゃならないということを書いてあるだけなんです、法律は。だから、その逆ではないということはそのとおりなんですけれども、前回からのやりとりでもうこれ以上やれませんけれども、事実上、そういうおそれがあるじゃないか、三条件さえ満たせば、買わなければこの法律をつくる意味がなくなっちゃうということになるじゃないかということをお願い上げておきたいと思うんです。

さらに、ディスクロージの問題について伺います。

前回の質疑で、副大臣の御答弁なんですけれども、個別の問題についてはディスクロージしないけれども、認可法人として必要な財務諸表とかそういうものはタイムリーに報告しなければならぬと答弁されました。そこで、じゃ、個別ではないにトータル、トータルでは、購入した株式数とか株価、購入価格、それから売却の際の売却額、それから半期ごとの保有株式の時価、含み損益、こういったものについてはそれぞれディスクロージするというふうに理解していいんでしょうか。

○政府参考人(原口恒和君) 御指摘のように、機構自身、公共性ということを考えればできるだけディスクロージはしていきたい。一方で、市場における仕手取引の誘発の回避といった点を留意いたしますと、個別ということとはなかなか難しい

と思います。が、可能な限り詳細な情報をタイムリーに開示することが適当だと考えております。具体的には、期中の売買総額あるいは期末時点での保有株式評価総額、あるいは業種構成といったようなものを開示することを考えておりますが、なお詳細についてはまた機構の中で議論をしていく必要があると思っております。

○池田幹幸君 その点に関してちよつと具体的な問題を挙げながら聞きたいんですが、国は既に銀行が保有していた株式をかなり買っています。旧長銀、日債銀、これの譲渡時に買った株があります。これが合計して約三兆円になっていると思うんですけれども、預金保険機構の方、ちよつと確認をお願いします。

○参考人(松田昇君) 先生今おっしゃいましたように、旧長銀と旧日債銀から私も保有株式で買い取りましたやつは合計で、約でございましてけれども二兆九千三百七十七億円、こういうことでございます。

○池田幹幸君 私、約三兆円と申し上げた、大体それでいいかと思うんですが、この株の買い取りで、去年の三月を中心にやられておるんですけれども、これでもって長銀には二千五百億円、日債銀には八百五十億円、これ、持参金として持たせてやったわけですね。これは本来、国民の負担減に使われるはずだったやつがリップルウッドをもうけさせちゃったと、こういうことになるわけですが、国民にとってはこれだけじゃ済まないわけですね。さらに、この株を買った時期は去年の三月中心ですから、大体日経平均株価で二万円程度でした。この事業会社の株、これは今一体幾らになっているのかということがこれは一つ問題です。

預金保険機構に伺いますけれども、十月一日に行政コスト計算書を発表されました。これの中の金融再生勘定の中に民間企業仮定貸借対照表があるんですが、それを見ますと、その他の有価証券評価差額金として二千九百八十八億二千百万余りが載っておりますけれども、この二千九百八十

八億二千万、これは去年買った旧長銀、日債銀、その保有していた株式の含み損、これに当たるんじゃないかと思うんですが、預金保険機構、お願いします。

○参考人(松田昇君) 公的勘定の個性を捨象して民間企業に移しかえたときにどういう計算になるかということ、今、行政コストの計算を私どもも指示を受けてやったわけでございまして、それによりまして、今、先生が資本の部に計上してございます二千九百八十八億四千万が評価損といひますか含み損といひますか、そういうものに該当すると思ひます。

○池田幹幸君 そうしますと、二千九百億、約三千億ですね、これが含み損ということになるわけです。そうしますと、先ほど言いましたように、約三兆円の約一割です。一割がもうこんなに含み損として抱え込まざるを得ない、そういう状況になつてしまつたわけですね。国民の将来の負担とか、今、特殊法人がどれだけ損失を抱えているかといったこと、これは当然私は国民に明らかにしていかなければならないと思うんです。

それで、預金保険機構はこういった形で若干の時価評価をやっているわけなんですけれども、株式取得機構、これも当然同じことは、この程度のことではやるといふに私は先ほどの答弁で確認できたと思うんですが、それはいいですか。お一言で。

○政府参考人(原口恒和君) まさに、行政における説明責任の確保あるいは透明性の向上という意味では行政コスト計算書と同じ考え方に立つと思ひますけれども、個別の点につきましては、いわゆる市場における仕手取引の誘発を回避するといったこの機構の特殊性も有しておりますので、それを勘案しながら決めていきたいと考えております。

○池田幹幸君 個別のことについてやらないというのとはもう前回聞いたし、先ほどもお聞きしているからそれはいいんです、トータルでのご話ですから。先ほど確認しながら話は進んでいますので。

じゃ、そこまではいいです。ところが、預金保険機構と同程度じゃ私は困ると思うんです。やっぱり売買を目的にしているわけですね、これ。買った株を今度売るわけですね。そういうことをやる以上は、当期の損益などはもう少し預金保険機構で半期ごとに、このトータルではそつとあらわれるんじゃないし、もう少し細分化したディスクロージというのが必要なんじゃないでしょうか。——いやいや、これはもう大臣で。要するに、事務方の話じゃなしに、政治的にどこまでやるかの話ですから。

○国務大臣(柳澤伯夫君) ディスクロージャーということ、それから行政のコスト・ベネフィットをできるだけ明らかにしようというものが公表されていくんだらうと思ひます。コスト・ベネフィットと言つたんですが、実はベネフィットの計算というのは物すごく難しい。これはもう、この前もどこかで議論がございましたけれども、物すごく難しいものですから、とりあえずコストだけということをやつておるわけでございまして。

そういうことで、今、池田委員からは、預金保険機構よりももっと細かいディスクロージが必要じゃないかということでありまして、それは何をとおっしゃっているのかちよつと判然としたさないわけでございますけれども、私どもとしては、今言つた市場への配慮というものは当然認めいただかなければならないと思ひますけれども、そういうことを除けばできるだけディスクロージをしていくべきだと、このように考えております。

○池田幹幸君 個別の銀行、個別の企業という形でやるというのはやらないと。しかし、その時期その時期で何企業、幾つの銀行、それで何銘柄の株をどれだけ買ったと、それぐらいのことは当然言えるだろうし、さらにもう少しはやつていいんじゃないかなと私は考えております。まあそういうところなんですね。

そこで、いわゆるディスクロージのことなんです

すけれども、預金保険機構にしても、一番大事なところといえますか、そういったところは全く手つかずなんです。例えば優先株、これは時価開示しないですね。優先株には時価がないからとおっしゃるんですけれども、買うときは時価があるわけですから、買うときは購買価格だと、そのときは時価で買います。その後はもう全く優先株だから時価はないと、こういう考え方になっているようなんですけれども、しかし、これはまずいんじゃないかなと私は思うんです。

九八年十月の時点で健全化法案が審議されました。そのときは私は、銀行への資本注入が、これはもう明らかに投資なんだということです。この論議がありました。融資じゃなくて投資だから一〇〇%返ってくるんじゃないかという言えないじゃないかという論議をやりました。そのときに、提案者も、それまで必ず返ってくるとおっしゃっていたんですけれども、返ってくるようにみんな努力しようよということだという答弁になりました。そういうものだと思ふんです。

このことについてはさらに昨年、これは柳澤大臣も覚えておられると思うんですけれども、七兆四千億円、この優先株をいよいよ購入するという段階になった。そこで、もう一度このことについては論議しました。これは出資なんだ、返ってくるというのじゃないんだということだ、論議して、いろいろあったんですけれども、大臣も、これは文字どおり出資だと、貸付債権のように債権者優位というような性格のものじゃないんだというふうに答弁されたわけです。

そこでなんですが、じゃ、この九七年以降買い取った株が大体七兆円を超えていますけれども、優先株、今一体その時価はどうなっているんだと。国民にとってはやっぱり知る権利があると思うんです。やっぱり知らせる義務があるだろうと思ふんです。いかがですか。

○国務大臣(柳澤伯夫君) これは、とにかく、転換権を行使して普通株にして市場で売却する、あるいは銀行の方で剰余金とか何かを積み立ててい

て返済をするというようにことが現実化されない。と本当のところはわからないわけですね、本当のところはわからない。今やろうとしたら評価ということになるんだろと思ひますけれども、これは技術的にどういうことになりましょうか、特に、転換の時期が来ないとか何とかというように、なところも相当部分まだあるわけですから、やっぱり正確にはいかなんじやないかと、こういうふうに思ひます。

ですから、やはりこれは、すべからず、今言ったような決算というか、その関係が清算されたときに現実のものになるということと御理解いただくほかはないのではないかとふうに考えます。○池田幹幸君 そういうことなんです。清算のときしかどうしようもないんだと。じゃ、それまでどうなんだと。ふたをあけて最後の段階になって、ああやっぱり国民はひどい損失をこうむっていたとなってしまう。それでいいのかと。普通株の場合はちゃんと評価できますよね、下がっている。二万円のところに買ったやつが既に今はもう一万円、下がっている。じゃ優先株は下がるのかと。そんなことはないですよ。普通株が下がっているれば優先株も必ず下がっているに決まっている。だから、この程度のことだという形の一定の枠をはめた国民に理解を求めるやり方というの、何か知恵を絞れないのかと。

確かに、普通株と優先株はワンクッションありますから、いろいろ計算の仕方は難しいのかもわかりません。事前に事務方に伺いましたけれども、何かもうA4にして二ページから三ページにわたる条件をばつと書いて、それをいろんな数十項目の要件をやらなければ出ないとおっしゃるから、そんなものかなというのがありますけれども、しかしそれを言って、できないんだと言ってしまうばもうおしまいですよ。やっぱり何らかの形で知恵を絞って国民にディスクローズするということとは考えなけりやいかぬだろうというふうに私は思ひます。

その点で、具体的な点で一つ例を挙げたいんですけれども、あさひ銀行、これは資本注入したのが九九年三月末ですけれども、そのときの株価が六百二十五円なんです。今、先週末の終わりの値九十八円。株価で見ればもう六分の一に激減しているわけですね。

ところで、このあさひ銀行から買った優先株、これは四千億円です。この四千億円、これは損失の可能性があるんじゃないか。あるとしたら一体どれぐらい損失をするんだということは、これは預金保険機構、お答えいただけますか。

○参考人(松田昇君) 先ほど大臣もお答えになりましたように、この優先株自体の評価は非常に難しいございまして、もともと転換開始の時期とか配当率とか、転換価格の上限、下限、それから配当期限が来ているかどうか、一体となつてセットされているものから、それを今何らかの仮定を置いて評価をするというのは非常に難しいというところがまず前提にございまして。

したがって、例えば今御指摘の銀行の株が市場でかなり下がっているという一定の趨勢は何となく感じることはできますけれども、それをもつて直ちに優先株式がそれと同じ割合で下がるだろうというとは言えないと、このように思ひます。

○池田幹幸君 結局、最後の最後の段階で、さっきの話にもありましたように、結局はツケが一般会計、国民に回ってくる、損した場合ですよ、回ってくるということになるわけですね。そうしますと、私は、結局、政府が投資している株について何らかの形の共通のディスクローズ、預金保険機構とか今度の買い取り機構とか、そういった株のものについては何らかの共通の基準を設けてやっぱり情報開示するといったことが必要じゃないかなというのを重ねて指摘しておきたいと思ふんです。

もう一つ、時間が詰まってきたんですけれども、五%ルール規制の問題についてなんですが、これは、政府の規制緩和と三カ年計画で銀行の株式保有について、いわゆる五%ルール、これを見直せというところが出されて、今年度中にその結論を出すことになっているようなんですけれども、公正取引委員会においていただいているんですが、独占禁止法研究会報告書というのを先月末お出しになりました。

そこでは五%ルールの見直しについてどう言っているかということと簡単に御紹介したいので、そして公取としてはそれにどう対応するのか、ちょっとお話ししたいだいたいと思ひます。

○政府参考人(鈴木孝之君) お尋ねの問題を含みます一般集中規制に關しまして、独占禁止法の見直しについては、検討を行うために、本年二月以降、ただいま御指摘いただきましたように独占禁止法研究会を開催し、十月三十一日にその結果を報告書として取りまとめたところでございまして。

この報告書におきましては、独占禁止法第十一條の金融会社を対象としたいいわゆる五%ルールは維持することが適当であるが、証券会社等を対象とする必要性は低くなっていることや、競争上の問題の中心は金融会社が事業会社と結びつくことにあることから、規制対象を銀行及び保険会社に限定するとともに、これらが事業会社の株式を取得、所有する場合を対象とする規制とすべきであるとされたところでございまして。

○池田幹幸君 先ほどの論議にもありましたけれども、金融審議会でもこのことを随分論議されているんですね。

それで、結局今度の法改正は、今まで銀行法で五％ルールがあつて、他業禁止ということがある。しかし、これもやはりいわば株の保有規制ですよ。今度の法律でいへば総量規制ということを持ち込んできた。総量規制をやるのは株価変動リスクを遮断するといひますか軽減するといひますか、そのためのなんだと。

そうすると、この五％ルールのことを考えてみましても、銀行の経営健全化ということから考えますと、これはもう少し厳しくしていくという方向で考えなければいけないんじゃないかなと思ふんですけれども、ところが、ことしの春ごろ論議がありました例の債務の株式化ということで、貸付金は株にしてもらいます、その場合に五％を超えてもよろしいよという形で規制を緩められましたですね、大臣。これは考え方、これ逆じゃないですか、そうすると。矛盾しませんか。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 恐らく池田委員も確信的な御質問だと思います。矛盾してないかというこの御確認だと思ふんですが、これはドイツなどの銀行の保有株式制限にも同じような仕組みがありまして、要するに、価格変動リスクを軽減するための総量規制と、それからもう一つは、銀行法の場合には他業禁止あるいは企業支配の関係もあわせてやっているんだらうと思ふんですが、そういうような意味で一社当たりの株式の制限、こういう二つの基準を同時に併用するという格好でそれぞれの目的に資する制度をしておるということでございます。

ですから、今回の私どもの方も、総量規制をやるからこつちの他業禁止あるいは企業支配の関係の規制もつとき目にするべきじゃないかというの、そこはそう結びついてはなくて、両者は一応独立の関係にあると考えてよろしいんじゃないか、このように考えます。

○池田幹幸君 総量規制の方は、幾つかの株を

持つておると、株価が下がったときのリスクというところですね。考えますと、一つの特定事業会社の株、これをたくさん持つてゐる。五％に近いところまで持つてゐると。五％を超えちゃいけないんですね、五％近いところを持つてゐると。それによるその株の変動リスクというのは、これは結構大きいものなんですよ。

この法律の目的を考えれば、そういうった変動リスクから軽減することを目指すのだとするのであれば、やはりこの特定事業会社についても一つ問題があるんじゃないか。

これは先ほどの論議にもあるわけですからけれども、例の悪意を持った会社の場合、これを先に処分しようという形でやっていくというふうなことで、そういうふうなことが起こらないために最初から基準を決めて、一社についてももうそんなにたくさん持たないようにしておくというふうなことは、むしろ考え方としては整合性を持ったことじゃないかなと。

しかし一方では、債務の株式化で逆に五％を超えてもいいという、公取までこれを認めてしまつていますね、五％を超えてもよろしいと言つて、そうでしょう。これは、公正取引委員会、おかしんじゃないかと思ひます。

まだ時間があるので、ちよつとお答えください。

○政府参考人(鈴木孝之君) 債務の株式化につきまして、私どもは、特別の事情があるものとして五％ルールを超えてもということ、ただ、これにつきましては、一年以上持ちます場合には私どもの認可が必要とか、一定の制限をかけているところでございます。

○池田幹幸君 一年以上は持てない、こういうこととすね。

○政府参考人(鈴木孝之君) 事前の認可で一年以上内という条件をつけてございます。

○池田幹幸君 わかりました。

要するに、私、そういう点ではそれでいいだらうと思ひますけれども、五％という形で今まで

やってきた、今度新たに総量規制という考え方を入れた、であるならば、整合性を持たせて特定株についてもそういう方向で考えていくべきじゃないかなと思ひます。

最後に大臣のお考えをお伺ひして、終わります。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 今ちよつと確かめたんですが、ドイツの場合は、我が方の五％に当たるのは一〇％なんですね。それで、我が方の一〇％に当たるというんでしようか、それは六〇％ということであるようにして、これどういふふうにかけるべきでしょうか、やはりユニバーサルバンキングというふうなことも依然としてあるにはあつて、我々の方も、例えばベンチャービジネスとか発足間際の企業には銀行が融資するだけじゃなくて株も持つというところは十分あり得るというふうに思ひます。

そういうふうなことでございますので、私どもとしては、今回、自己資本ティア1に総量を規制するので五％をもつとき目にするべきだというのは、ちよつとすぐに結びつくというふうにかえなくてよろしいんじゃないかと一度申させていだきたいと思ひます。

○池田幹幸君 終わります。

○大淵綱子君 大臣、現在の銀行株の下落についてどのような分析をなされているのかなというところをまずお聞きをしたいと思ひます。

銀行が保有株式制限ということにあつて、持ち合い解消をしなければならぬということと相手方企業の株式を売るということになりますと、その相手方企業も当然持ち合つてゐる銀行の株式を売却をするというふうなことが見越されて銀行株が売り急がれてゐるのかどうか。あるいは、実際に持ち合い解消がかなり進んできていて株価が低下しているのか、その見きわめというのはどういふふうになつてゐるのかということ。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 株価は、いつもお答え申し上げておりますとおり、複雑な、複合的な要因で市場で決定されることでありますので、私どもが直接、当局として、今の株価がこういうことになつてゐる原因はこうでございましてと云ふには申さないということで御理解をいただいております。

しかし、市場でよく話題になることは御披露することは可能でございまして、それを御披露させていただきますと、一つには、今回、私ども新しい施策として特別検査をやる、こういうことでございまして、そのことの影響として不良債権の処分損というのが増加するのではないかと、こういうふうなことであるとか、あるいは九月中旬決算はどうも厳しうなもので、その具体的な姿というものが最終的にどうなるかということを見きわめたいというふうなことであるというふうなことでございまして、今現在、持ち合いの解消売りというものが今日のような状況を大きな力で動かしているというふうには、私どもそういう見方が強いというふうには認識しております。

○大淵綱子君 そこで、前回の質疑のときに、三月末時点まで過剰の分、十一兆円というふうになつてしまつたけれども、その株式が九月末現在でどのように推移をしてきたかというのを資料に出していただきたいということをお願いをしておきましたけれども、その調査結果についてお答えをいただきたい。事務方の方で結構でございます。

○政府参考人(原口恒和君) 銀行等におきましては、現在、十三年九月期の決算についてまだ銀行において作業を進めてゐるところでございまして、そういうことから、ティア1を超過して保有している株式等の額を現時点で把握するということは困難であるということをお断りさせていただきます。

○大淵綱子君 その調査をするときに、ぜひ資料をつくるときに私の要望を聞いておいていただきたいと思ひますけれども、三月末現在で積算をした株式銘柄にあわせて、その銘柄が九月にどうなつてゐるか、株式数。全然個別のことを私は必要といたしませんけれども、総額で、三月の末の

十一兆円の積算根拠になったものに対して九月末にどうなっているか。それから、三月から九月までの間、新たに購入されて蓄積されている分の、そこを分けた表にしたいのだというところですが、よろしくごいますか。

○政府参考人(原口恒和君) できるだけ御趣旨を踏まえてヒアリング等に努めたいと思います。

○大淵綱子君 なぜそういうことを言うかという、今、三月から九月にかけて急激な株価下落を招いていることが、この持ち合い解消が原因ではないかという思いがあるわけでごいまして、株は、市場は半年先を先取りするというふうに言われていますから、必ずしもそうではないのかも知れませんが、実際の数字としてきちんと確認をしない限り今後の手当てができないというふうな思いです。ややもすると金融庁はいつも景気対策やあるいは株価について後手後手の政策しかできてこなかったのは、そういう分析がきちんとなされておらなかったのではないかとこのように思うわけでごいます。

ぜひ大臣からも、私がお願いをした件についてきつちりとやっていただくことをお願いをしたいと思いますが、よろしくごいますか。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 今、先生が御指摘になられたことをできるだけ配慮した形でヒアリング等をさせたい、このように思います。

○大淵綱子君 保有株式が制限をされるということもあって、銀行の資本が制限されることは一方でありますが、しかしその検査等々によって自己資本比率を増強しなければならないという状況の中で、株式の持ち合いは解消させながら優先出資証券を発行をして、企業に対して引き受け要請をしていくという手法が盛んに行われているということですから、これは銀行の健全化ということから問題はないのでしょうか。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 現在、銀行は、株価の下落というものがかなり自己資本を直撃するということのようなこともおもんばかりまして、優先出資証券

券による資本増強というのを考えている、あるいはもう既に実行したものであるという状況、御指摘されたことの事態がごいます。

それが、今我々が銀行の健全化のために行おうとしている株式の保有制限と何か背馳した関係になるおそれはないのかというお尋ねなのでございませうけれども、私どもとしては、優先出資証券というものは、告示にもございまして、いわゆるティア1性という基本的部分であるという、そういう性格を持つ資本としてこれは国際基準でも認められておるところでございまして、その意味では、それ自体として何か問題があるかと言われれば、問題はないということでごいます。

ただ、金融機関が、いわゆるダブルギアリングと申しますが、を持つというような場合には、これはもうルール上控除して考えなきゃいけないというところにされておりますので、そういうのは意味がない、自己資本の増強上意味がないということ、これは行われているとは思いません。

そういうようなことで、この問題については別段今回の措置と背馳するような機能を持つものではないと考えております。

○大淵綱子君 大臣は自己資本比率の増強に直接つながっていくかという認識です。ね、今の優先出資証券の発行というのは、そうではないんですか。私は、そこがつかないかというのではないのかというふうなふうに思っています。

なぜかという、配当をすぐ優先をいたします。ね。そうしますと、銀行はとにかく経営をやりますが自己資本を内部留保させていく、利益を内部留保させていかなければならぬわけですが、配当を優先させるために株式よりも高配当ということになっていくと内部留保そのものの蓄積が細くなっていくという観点からすると、本当の意味の自己資本の比率の増強にはつながらないのではないかとこのように思うわけですが、大臣とは違うのでしょうか。

○国務大臣(柳澤伯夫君) これは、先ほどちょっと申したように、自己資本の算定上ティア1とし

て算入されるというのが国際ルールでございませう。それは、確かに優先出資というものは配当を優先されるというふうなこともあるわけでごいませうが、もし資本が毀損される場合には、これは文句なく優先出資の分も毀損されるわけですから、そういう意味では一〇〇%の資本性を持つてい、こういう位置づけかと思ひます。

○大淵綱子君 そのことが進むことによって、さらに株式がだぶついたり、それから、持ち合い解消といながら、結果としてやっぱり企業にそれを買っていただくという構造というのは全然変わらないうではないかという懸念をするわけでごいませうけれども、次に行きたいというふう

に思ひます。
株式の買い取り機構の最終的な損失は、もうこの随分と議論をされてきましたけれども、税金で負担することになっていきますけれども、それを最

小限にするための施策として、大臣はちゃんと仕組みでそうなっているんだということをおっしゃるわけですが、その国民負担最小限の原則を担保するための仕組みというのをもう一度お話しをいただかせようか、わかりやすく。

○政府参考人(原口恒和君) 機構の業務について、最終的に国民負担につながらないという工夫といひますか考え方に立ちまして、一つは、できるだけその対象になつていない一般勘定による買い取り、あるいは一般勘定を通すことにしている

と。それから、政府保証を付しますセーフティーネットとしての買い取りについても、対象株式の限定、さらに、銀行等によりまして売却時拠出金をあらかじめ納付をしていただくといった諸施策を講じているところでごいませう。

○大淵綱子君 そこで、この機構の最高責任者に一体だれを持つてくるかというところは極めて重要なことになつてくるのではないかとこのように私は思ひます。損失を出さないために、法と正義のもとで英断を下すことができる指導者をこの機構に送り込むことは可能なのでしょうか。

○政府参考人(原口恒和君) まさにそれを我々も期待しておるわけでごいませうし、法律的には、機構の役員については、創立総会または総会において選任された後、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けるということにされておまして、この認可に当たっては、そういうことにふさわしい方であるかどうか、十分配慮していくということになろうと思ひます。

○大淵綱子君 その答弁だったら最初の日と一緒にすからね。そうではないと思ひます。もうこれはずつと審議をされてきて、この部分が極めて重要な部分、国民に税負担を課さないため、損失を出さないための極めて重要なところになつてきていると思うんですよ。その買い取り機構のトップをどういう人になつていただくかという極めて具体的な御答弁をいただきたいのですが、大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 確かに、大淵委員の言われるような方を私もお願いしたいというふうな考えておまして、そういうことを実現したいというふうな思ひでおります。

今の段階ではそれしかお答えができないわけでごいませうが、御理解をいただきたいと、こう思ひます。
○大淵綱子君 大臣が努力をするということで御答弁をいただいたということよろしくごいませう。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 結構でごいませう。

○大淵綱子君 住専の問題のときに、中坊さんが勇気を持って社長になっていただきました。すね。そういうような英断ができる人をきちんと機構のトップに据えることによって国民負担を最小限に食い止めることが可能になるというふうな思ひますので、ぜひすばらしい人を選び出したいというふうな思ひます。

実際、これは株式会社ですから、普通の一般の株式会社だったら、それと同じ損失の処理の仕方というものが当然あっていいわけですが、最終段階で税金を入れるというこのスキームだけ

は何としても納得がいけない。

ですから、営業で上げた利益を配当し終わった部分、残った利益については国庫に入れるんだから、損が出たときの最終の処理は税金で賄うんだと、本会議でも大臣は声を大きくして答弁なさっていましたが、それは違うんですね。普通の会社だったら、利益は配当する、そして損が出れば、当然その株式会社をつくった人たちが応分に負担をするというのが当たり前の原則ですから、この当たり前の原則がきちんとかいいう国がつくった株式会社でも、これは違いますね、民間がつくるんですね、民間がつくった株式会社でもきちんとかいいうふうに対処できるようにしていただきたいというふうに思います。

しかし、法律で最終的には税で補てんと書かれています、それは願ってもできないことではないです、そうであるならば、その最終的な損失をいかに出さないかという工夫をしていく以外に私たちはないことを申し上げたいというふうに思います。

それで、この機構に売り出される株式なんですけれども、一定程度、まあトリプルBマイナス以上の株でないことになりすよね。そうすると、それ以下の格付の会社の株式については銀行は売ることができない。市場に売れば当然損をかぶるということになりますけれども、持ち続けられればBISの規制でリスクウェイトが多くなるということ、これも持ち続けることができない。そうすると、市場に放出すればその企業が危ういかもしれない、倒産に追い込まれるかもしれないことを承知でも株式市場に放出せざるを得ないような状況というのが私はとても懸念されるんですね。

ですから、企業にとっては、株安転じて、不況ももちろんですけども、最終的なところでは本当に倒産ということにもなりかねない、そういう引き金を今回の法律が引く可能性があるのではないかと懸念があるのですけれども、これについて大臣答えていただきたいと思っています。

○国務大臣(柳澤伯夫君) まず、ちょっと先ほどの件で、中坊さんのお話が出たので申し上げますが、やっぱり住専の場合は、かなり司法的なことに通じているということがあらかじめ見込まれていたという面があったと思います。かなり公権力の行使にわたるようなこともあるし、不動産をめぐり権利関係について裁いていかなきゃいけないというようなことも予想されましたので、法律家、そういう中で、そういうことに練達であり、かつ人望も高い方ということで中坊さんが選ばれたというように感じたかと思っています。

それに対してこの機構は、そういう法律的なことが予想されるということではなくて、銀行から買い入れてそれを適正に売るといって、銀行についてよく経済的なこと、特に株式の売買などについて大きな選択に当たったの目玉になるといふうに思いますが、もし中坊さんをもう一度お願いしたらどうかといううな感じ……

○大淵綱子君 それは違います。

○国務大臣(柳澤伯夫君) はい、それはもう申しません。

それで、その次に、市場の評価の低い株式というところで、要するに、何というんですか、トリプルBマイナスに至らないところは何かというところ、投資適格でないということですね。ですから、そのあれを買うということでしたら、それはもうある種投機であるということだということを意味するわけですね。

そういう会社というのは、別に株価の変動によつて倒産に追い込まれるということではなくて、そういう格付になつていくのは、株価云々ではなくて、その会社の経営の実態そのものがやや、ややというかなり危ないと、こういうことでございしますので、この制度による株の市場への放出の引き金を引くといううなことが何か大きな役割を果たすといううなことは私どもは考えません。それよりも、こういうところについては、

三年ございしますので、私も今、不良債権の処理といううなことでやっていることは、そうした企業についてはできるだけ経営をもっと上向きに改善するようにしていただきたいということを不良債権処理の一環として我々言っているわけですね。まして、むしろそちら側の努力をすることの方が先行されるべきだということに考えているわけですね。

○平野達男君 自由党の平野達男でございます。私は、株式取得機構の特別勘定にまず限定しまして、何点かお聞きしたいと思っています。

銀行がこの特別勘定に株を売るといふときの動機なんです、恐らく時価というものがあつて、その時価を想定してこれを出したときに、百分の八以上の価格の下落が起こるときに特別勘定に買つてくれというふうな持つてくるのではないかと、いうふうな想定はしますけれども、こういう理解でよろしいでしょうか。

○政府参考人(原口恒和君) 一般的に非常に売りにくい状況であるということはあるんですが、その八割の売却損金というものは、これはその後相場が上向いた場合にはさらに配当がつくということもございしますので、完全に八割以上下がるからといううなだけではなくて、いろんな総合的な判断が働く余地はあるというふうな考えております。

○平野達男君 いつも総合的と言われてそこでちよつと判断が迷つてしまふんですけれども、基本的に銀行は、中長期的というか、短期的に見た場合には、損得勘定で特別勘定に行くかどうかというのとはちよつと判断されるだろうというふうな私自身は判断せざるを得ないというふうな思っています。

そこで、この今回の機構というのは公共的な役割があるわけですが、銀行はそういう形で銀行の経営判断から特別勘定に売り買いをすれば、売り買いするということ、売りを持つてくるということに委員会の役割というふうになつていきます。その委員会の役割は、私は今までのいろんな議論を聞きますと二つあるんじゃないかと。一つは持つてきた株の質です。この質については、きよ

うのずつとの議論で明らかになつたように、トリプルBマイナス以上のものしか相手にしないということ、これは三十八条の第三項でその規定をしていますが、これは三つと一つの確認ですけれども、トリプルBマイナス以上であれば無条件に株は質として、質という言葉が適切かどうかわかりませんが、オーケーだといううな理解でよろしいんでしょうか。

○政府参考人(原口恒和君) これは、他の議員の質疑でもお答えしましたように、トリプルBマイナス格以上のものでなければ買い取つてはならないということと、それから、あと、例えば、会員が平成十三年三月末時点で保有していたとかそういう条件も課しております。また、運営委員会が具体的な買い取りに当たつてさらにきめ細かいことを決めたいだくケースも場合によつてはあり得るというふうな考えております。

○平野達男君 その場合に、今きめ細かいというお話がございましたけれども、具体的にちよつとわかりやすく説明していただけないでしょうか。

○政府参考人(原口恒和君) これはまだ我々判断を持つて、ということなんです、例えば頭の体操といふか、一つのケースとして、ある格付機関が例えば引き下げの方向を出したといううなケースについては、これは必ずするかどうか別として、一つの検討の対象になり得るケースではないかなというふうな考えております。

○平野達男君 よくわかりませんけれども、委員会としてそれを判断する余地というのは余りないような感じを受けますね。

もう一つの委員会の役割は、第五条の、これ一番大きな問題だと思ふんですけども、「銀行等の保有する株式の短期間かつ大量の処分により、株式の価格の著しい変動を通じて信用秩序の維持に重大な支障が生ずることがないようにする」と、このチェックは委員会がやるというふうな法律上はなつていきますけれども、その理解でよろしいで

しょうか。

○政府参考人(原口恒和君) 今のは買い取り開始についての規定というふうに考えておりますが、やはりセーフティネットとしての性格、またこれが最終的には国民負担につながる可能性も否定できないというものであるということから、買い取り開始についての判断というか、その決定については運営委員会の議決を要件としたところでございます。

○平野達男君 ちよつと質問に答えていないと思ふんですけれども、「著しい変動を通じて信用秩序の維持に重大な支障が生ずることがないようにするため」という目的があるんではないかと、この支障が生ずることがないかどうかの判断は、委員会が判断するというふうに理解していいですかという質問なんです。

○政府参考人(原口恒和君) 今の引用された文章そのものは、法律の第五条の「目的」そのものでございますので、まさに具体的な行動開始に当たっては、その法律の目的の趣旨に沿って行うべきであるということを決めたものというふうに理解しております。

○平野達男君 そうすると、この「支障が生ずることがないようにするため」ということは、あの条文に行きますと、これは例えば株を買ったといつても全部報告になっています。特別勘定で株を買いましたといった後に財務大臣とか総理大臣に報告という形になっています。基本的に、あとどこをめぐっても、支障が生ずることがないようにするためという、委員会がどう判断でどういう基準でやるかという規定がどこにもないように思ふんです。

これは法律上はどこで担保するんでしょうか。
○政府参考人(原口恒和君) 一方で、まさにこの機構の目的そのものは今申されたような信用秩序に密接にかかわっているわけですが、買い取りを開始いたしますと、あとはやはり市場価格をベールに買っていくことでございますので、そういうことを、淡々とやるということであれですが、

一定の基準に沿ってやっていくということで、そこをまたきめ細かくいたしますか、さらに何か制限をするというのはなかなか難しい面があると思ふます。

○平野達男君 結局、この「重大な支障が生ずることがないように」というのが、株を買うか買わないかのスクリーニングになっているわけですね。そのスクリーニングになっているところに、基準も何か緩やかでというふうな、いろんな状況を見て、左右の状況を見て判断をするとか、非常にわかりにくい表現になっていると思ふます。

そこで、副大臣、途中で急遽お呼びして申しわけなかったんですが、副大臣にちよつとお伺いしますけれども、財務相はこれに主務大臣として入っています。これは恐らく政府保証の枠を決めるという意味において財務大臣は入ったと思うんですが、財務省の側からすれば、政府保証を与えたいものがきちつと運用されているかどうかというのをチェックする必要があると思ふますが、この第五条というのは「重大な支障が生ずることがないようにするため」と書いていますけれども、今の機構の中でこういう基準もよくわからない、これは要するに性善説という立場に立っていると思うんですが、そういったことで運用を全部任せてしまうということで財務省は了解したということなんですか。

○副大臣(村上誠一郎君) 委員の御質問にお答えします。
これは御承知のように、銀行等保有株式取得機構というのは、銀行の持っている保有株をスムーズに処分できるように補完するセーフティネットでありまして、五十四条のところに、監督上必要な命令、役員の解任命令とか、業務の一部の委託の認可、三十五條、それから業務規程の変更の認可、変更命令、三十六條二項、三項にありますが、セーフティネットとしての機能を発揮するために必要があるわけですから、極力国民負担につながらないようにやはり我々は目を光らせていくと。そして、その機構の業務運営に對

して適切な監督を行っていく、そういう姿勢で頑張っていくと、そういうふうな考えております。

○平野達男君 私は、法律的に言ったら重大な支障が生じるとわかつたときは、セーフティネットですから、それは政府保証をほんと与えてもいいと思ふんです。要は、重大な支障が生ずることがないということをどこで判断するかということ、全然わからない。全然わからないと言つたら言葉が悪いですが、今までの説明の中ではきちつと説明されていないと思ふんです。

これを非常に悪くすると、これだけ議論してここがきつちり示せないというのは、委員会のメンバー一人一人がいろんな意見を持っています。話が多まらないうと、結局、銀行が株を持ってきたときには、ぜひ買ってくださいと持ってきたときには、話が多まらないうと、断る理由もない、ノーゾロで銀行が持ってきたものをどんどん買うという方向に走ってしまうんじゃないですか。

もちろん、基準を相当きつくしてしまえばセーフティネット全体が機能しなくなる可能性もあります。ただ、そこに対しての一定の判断基準、あるいは方向性みたいなものをもう少しわかりやすく説明しないと、財務省だって保証を与えるわけですし、それから金融庁だって機構全体を監督するわけですから、その監督するという立場の中、責務というのを果たせないんじゃないでしょうか。もうちよつとそこをうまく説明していただけないでしょうか、特に素人に対してわかるように。

○政府参考人(原口恒和君) 買い取り開始の基本的考え方については業務規程で定め、これを財務大臣と総理大臣の認可に係らしめることにしておりますが、考えられる要件としては、会員の株式の処分状況、それから会員のニーズ、市場の動向、そういうことから見て買い取りを開始することが法の目的に適當だと判断されるという、そういう客観的状況だろうと思ふます。

も言葉も売り言葉に買い言葉になつてしまふけれども、今の話は本当に一般論です。これで本当に第五条の目的というのは達成できるんでしょうか。大臣、どうでしょうか、ここは。
○国務大臣(柳澤伯夫君) 先ほど私が申し上げたとおり、一つはセーフティネットである、それからもう一つは国損を招来しないこと、これがこの制度を運用していく場合の仕えなければならぬ二つの理念ということになるんじゃないでしょうか、そういうことだろつと思ふます。それと、技術的に言うともマーケットにつけ込まれないということ、これを常に考えていかなければいけないということ。そして、セーフティネットを何で張つているかといえ、まさにきつとき委員が御指摘になられたように、それなかりせば信用秩序に重大な影響が出てしまうんじゃないかと、私はそういう仕組みがでか上がつていくというふうに申させていただけるんじゃないか、こういうふうに思ふます。
ですから、その二つの要請を満たすというのを委員会が定め、そして定めたときには内閣総理大臣及び財務大臣の認可に係るというその業務方法書という業務規程ですね、こういうものにそういうことをきちつと書かせていただくということ、今言つた二つの要請にこたえられるようないで、今言つた大きな大命題であるところの信用秩序の維持を図っていく、増進していく、こういう仕組みになっているというふうに考えているわけなんです。

○平野達男君 今の大臣の御答弁によると、この業務規程の中で、株を買うときの判断基準とまではいかないと思ふんですが、基本的な考え方というのは入ってくるんだと、そういう御答弁でしょうか。

○国務大臣(柳澤伯夫君) はい。
○平野達男君 そこに何が書かれるかというのが正直言つて今までの議論の中でまだきつちりとし

た説明がなかったように思うので、若干不満は残るんですけども、その業務規程でしっかり書いていただくよう、まずそこをお願いしまして、この法律に關しての質問は終わりますが、繰り返すのは、やっぱりその基準をしっかりと、委員会に全部任せて、どうしても疑問なのは、みんな個々人の委員が一人一人思いがあつて意見がまとまらなくなると、結局、先ほど言いましたように、銀行が持つてきた株についてのチェック機能がその段階で実質的に働かなくなってしまうということがちょっと懸念されますので、ぜひそこは運用方厳しくやつていただきたいというお願いを申し上げます、法律に關する質疑を終わります。

あと一つ、ちょっと時間がありますので、一般論なんですけれども、今回の株式等の保有の制限等に関する法律案を聞いていて、やっぱり株式というのは非常にリスクなものだなというのを素人ながら改めて感じました。その一方で、間接金融から直接金融だということを今度は推進しなくちゃならないと。そういうことでこれは恐らく次の租特法の改正なんかでも議論になると思うんですけども、どうも株の取引を活性化しなくちゃならないということ、ちょうどブレイキとアクセルみたいな感じのことが今同時並行的に進んでいるような感じがするんですけども、株のいわゆる取引の活性化ということについての大臣の考え方をちょっとお聞かせ願えればありがたいと思います。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 先ほどちょっと申しただけなんですけれども、金融というものが何だということのときに、昔は、資金そのものの融通とか、今資金が欲しい人と今資金が余っている人、これをつなぐのが金融と、こういうように一概に考えてきたわけですが、最近では、そういうことよりもリスクをどういうふうに分担するかということを決めるのが、あるいはそういう配分をしていくのが金融だというようなことが言われ始めまして、金融そのものに対してリスクという要素を

非常に考えるようになってきたということでございます。そういうことの変遷が、きょうあたりの御議論の中にも、リスクというか、そういうものがたびたび言及されるということになっている背景としてあるというふうに考えております。

ところで、このリスクマネーをだれが供給するか。だれもリスクはとらない、国だけが最終的にリスクを全部とってしまうと。これはあつてはならないことで、そのリスクをどうやって分散し、少しずつみんなリスクを持ち合うというシステムをどうやってつくっていくかということが課せられた課題だと思ふんです。

そういう意味では、株式の保有者というものをとつと細分化して、最終のリスク負担者、中間のところに置いておくところにお金を出している人がまたリスクを背負ってしまうことになるわけですから、できるだけ最終のリスクの負担者にこれを配分していくという意味で、直接金融という株式の保有の層というものを広げていく必要があると、こういうふうに考えているわけでございます。

いろいろな議論があり得ると思ふんです。今度また、先ほど委員がおっしゃられたとおり、株式という証券税制を改正するに当たって御議論が行われるわけでございますけれども、例えば、株式をちょっとだけつけ加えますと、例えば、株式よりもとりあえずは投資信託という手段がいいじゃないか。投資信託のことを考えると、証券会社に投資信託を買いに来る人と銀行の窓口で投資信託を買いに来る人の層は違うというように、最も近非常に注目をされていようございませう。

そういうようなことで、できるだけ銀行とかそういう、先ほど言ったように広い範囲でリスクを負担してくれる人たちにそういう金融商品で保有していただくというように今後目指していくかなければならないんじゃないか、こういうように基本的には考えておるといふことでございませう。

○平野達男君 時間ですから、通告申し上げてい

た質問についてはまた別の機会にお願いいたします。

○椎名素夫君 椎名でございます。この法案に關する私の感じというのはこの前にも申し上げたようなことで、それから、せんだつて参考人の先生方三人来られてお話を伺ったんですが、余りその感覚は変わらなかったというふうに思つております。

いろんな懸念がつきまとつていようなところもあるかと思ふんですが、きょうの皆さんの御議論を伺つていて、本当に国民が持つていよう懸念というものがほとんど網羅されて出ているように思ふので、もう特に質問はございませうが、これから政令を書き、省令を書き、規程をつくり、そして何より大事なことは、委員会にどういふ人々をそろえてきつとした仕事をやつてもらふかという仕事にかつたときにつまらない穴があいて、せっかくなつたセーフティネットだからこれはやっぱり使わなきゃというやうな、予算を期末に全部消化するやうなつもりでやられちゃ困るので、そこあたりをきつちりやつていただくように、どうせ実施されることになるんでしようから、ぜひぜひそのことはお願いをして、私の質問は終わります。

○委員長(山下八洲夫君) 答弁はよろしいです。

○椎名素夫君 要りません。

○委員長(山下八洲夫君) 他に御発言もないようですから、質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願ひます。

○峰崎直樹君 ただいま議題となりました銀行等の株式等の保有の制限等に関する本法律案に対し、民主党・新緑風会を代表し、反対の討論を行います。

本来であれば、この金融再生の枠組みにより、我が国の金融システムは既に健全性を取り戻し、企業セクターに円滑な資金供給が行われているはずであります。しかし、実際には、当時の自公によりつくられた早期健全化スキームに従つて多額の公的資金が金融機関に引き込まれただけで、資産査定や不良債権の償却は不完全なまま問題が先送りされてしまいました。

その結果、数年もたたないうちに、当時積み残した不良債権問題が再燃し、金融システムの健全性や金融行政の透明性に対する不信感が増幅することになったのです。これは、業務純益と株式含み益の範囲内で時間をかけながら不良債権処理を行わせようという、場当たり的な金融行政の限界が見えてきた結果と言えるでしょう。

しかし、みずからの責任を認めたくない政府・与党は、顕在化する金融危機に正面から向き合うこともなく、銀行救済のため、銀行の保有する株と不良債権を税金に肩がわりさせる政策を打ち出してきました。金融庁も銀行役員も全く責任をとらない中、なぜ痛みだけが国民に押しつけられるのか、まさに理不尽といふやうな気がいたします。

以下、本法律案に反対する理由を申し上げます。

第一は、本法律案は、持ち合い解消が進む株式市場において、株価の維持のみを目的として、国家が株式を塩漬けにするものにはかならない点であります。

銀行は、自助努力により、年間三兆円余りの株式を市場で売却しています。このペースで売却を続けられれば、株式保有制限が始まる平成十六年九月末には、多くの銀行が保有制限をクリアできるはずですが、当局は、セーフティネットという名目で銀行等保有株式取得機構の設立を正当化しようとしていますが、実際には、一部の大手行の保護が目的であることが明白であり、全く説得力がありません。

第二の理由は、機構の役職員が銀行界から派遣されることから、機構の業務運営が役職員の出身

行の影響を大きく受け、取引の公正性が害されるおそれがあるという点です。

昨今、証券市場の公正性及び透明性をいかに高めるかという問題が議論されておりますが、アメリカのSECのような強力な監視機能に欠ける我が国の証券市場においては、機構による株式の売買は、相場操縦やインサイダー取引などの不正取引を引き起こす可能性がおります。機構の設立を議論する以前に、民主党が提案しております証券取引委員会設置法案を速やかに成立させることが証券市場の公正性、透明性を確保する上で不可欠であると考えます。

第三の理由は、機構の解散時に利益が残れば銀行に、損失が残れば国民負担にという極めて不正な仕組みになっているということです。

常識的に考えれば、銀行は、優良株は市場で売却し、市場で売却が困難な経営不振企業の株式を機構に引き取らせるはずで、そうならば、機構は最大二兆円の損失を負うことになり、結局その負担は国民に回されることになるのです。金融機関の情報開示を促し、市場原理を徹底させる旗振り役であるはずの金融当局が、これまで以上に市場原理をゆがめるような枠組みをつくることには到底納得できません。

以上をもちまして、反対の討論を終わります。

○池田幹幸君 私は、日本共産党を代表して、銀行等の株式保有制限等に関する法律案に対する反対討論を行います。

本法案は、銀行の保有する株式の総量を規制する一方、銀行保有株式の売却に伴う株式変動リスクを緩和するために、銀行保有株式取得機構を創設し、最終的に銀行保有株式の売却損が出た場合、その損失を新たな財政資金投入で穴埋めしようとするものであります。

機構が購入した株式に損失が発生した場合、銀行の負担は拠出金の一千七百億円弱が上限となり、一方、それを超えたすべての金額が国民の負担となる本法案の仕組みは、銀行の株式損失リスクを国民に肩がわりさせるものであり、株価変動

による自己資本比率の低下を公的資金で支えるものにはなりません。

また、政府は、金融の信用秩序の維持を最大の理由に、この公的資金による株式売却の損失補てんを正当化しようとしています。しかし、株式保有の上限となる自己資本を超えて多額の株式を保有しているのは一部の大手銀行であり、本法案はその救済のために税金を使うものであります。

支援の対象となる都市銀行は、過去五年間を見ても莫大な株式の売却益を手に入れています。これまでの利益は銀行のもの、今後見込まれる損失は国民に押しつけるという銀行の身勝手は断じて許されません。

全銀協の会長など業界からも、銀行の自己責任で株式の売却はできる、機構に株を売却するニーズはないと主張しています。銀行が自己責任でできると言っているのに、わざわざ政府が新たな財政資金投入の枠組みをつくるような法案は、到底認められるものではありません。

以上の理由から、我が党は本法案に反対するものであります。

○委員長(山下八洲夫君) 他に御意見もないようですから、討論は終局したものと認めます。

これより採決に入ります。

銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(山下八洲夫君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(山下八洲夫君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(山下八洲夫君) 次に、租税特別措置法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。塩川財務大臣。

○国務大臣(塩川正十郎君) ただいま議題となりました租税特別措置法等の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

政府は、証券市場の構造改革に資する観点から、個人が上場株式等を譲渡する際の課税について、申告分離課税への一本化、税率の引き下げ、譲渡損失の繰越控除制度の導入等を図るとともに、緊急かつ異例の措置として、新規購入額一千万円までの要件を満たすなど、一定の上場株式等に係る譲渡益について、非課税とする措置を講ずることとし、本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、国民が安心して参加できる透明性・公平性の高い証券市場の構築に資する観点から、株式譲渡益に係る源泉分離課税を平成十四年末をもって廃止し、申告分離課税へ一本化するとともに、平成十五年一月以後に譲渡する上場株式等について、申告分離課税の税率の引き下げ、譲渡損失の繰越控除制度の導入を行うこととしております。

第二に、最近の経済情勢等を踏まえ、緊急かつ異例の措置として、個人が平成十四年末までに新たに購入した上場株式等を、平成十七年一月から平成十九年末までの間に譲渡した場合において、その購入額が一千万円に達するまでのものに係る譲渡益について、一定の要件のもと、非課税とする措置を講ずることとしております。

その他、既存の百万円特別控除制度の適用を平成十七年末まで延長するとともに、平成十三年九月末以前に取得した上場株式等に係る取得費の特例を創設するなど所要の措置を講ずることとしております。

以上が、租税特別措置法等の一部を改正する法律案の提案の理由及びその内容であります。何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

ますようお願い申し上げます。

○委員長(山下八洲夫君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後三時三十分散会

十一月十六日本委員会に左の案件が付託された。

一、共済年金制度の堅持及び高齢者に対する預貯金金利等の改善に関する請願(第三九四号)

一、消費税の福祉目的税化反対に関する請願(第四〇七号)

(第四〇七号)

第三九四号 平成十三年十一月二日受理

共済年金制度の堅持及び高齢者に対する預貯金金利等の改善に関する請願

請願者 長野県飯山市大字飯山五一七ノ七 市村明彦外三千四百四十七名

紹介議員 北澤 俊美君

この請願の趣旨は、第三八一号と同じである。

第四〇七号 平成十三年十一月八日受理

消費税の福祉目的税化反対に関する請願

請願者 埼玉県北葛飾郡松伏町松伏四、七 四三ノ二 春木千代人外三千三百六十七名

紹介議員 富樫 練三君

長引く不況により失業者が三百三十万人を超え、一年以上にわたる完全失業者が八十三万人という厳しい状況となっている。こうした状況が改善されない中、雇用保険においては一リストラによる六十歳以上の離職者に対しても給付額が二十、六十%も減額されている。また、国民健康保険においてはリストラや倒産による失業者の加入が増加するとともに、保険料の滞納・未納者が急増している。一方、介護保険制度においては利用料などの負担増が利用の抑制につながっている。政府は国民の暮らしの支えである社会保障制度の改定

を繰り返し、最近の二十年で社会保障給付費の国庫負担分を三十%から二十%へと引き下げていることから、医療の受診などを控える人が増加している。このような中、政府は医療保険制度の抜本改革を行おうとしているが、消費税の福祉目的税化などによらず国庫負担率の引上げによる拡充が求められている。

については、国民の不安を解消し、負担増を伴うことのない安心できる医療を保障するため、次の事項について実現を図りたい。

一、消費税の福祉目的税化を行わないこと。

第五部

財政金融委員会会議録第十一号

平成十三年十一月二十日

【参議院】

平成十三年十一月二十九日印刷

平成十三年十一月三十日発行

参議院事務局

印刷者 財務省印刷局